

	旧国名	旧郡名	旧郷名	文字史料・資料ほか	種別	暦年	出土遺跡等	出典	備考
395		海上郡	麻統郷						
396		海上郡	布方郷						
397		海上郡	軽部郷	□(下カ)総国, □(郡カ)軽部	墨書土器	9C	桜井平遺跡	『干潟工業団地埋蔵文化財調査報告書—干潟町諏訪山遺跡・十二殿遺跡・茄子台遺跡・桜井平遺跡』(助千葉県文化財センター 1998)	干潟町桜井字郷主塚
398		海上郡	神代郷						
399		海上郡	編玉郷						
400		海上郡	小野郷						
401		海上郡	石田郷						
402		海上郡	石井郷	石井	墨書土器	9C中	岩井安町遺跡	『海上町岩井安町遺跡』(助東総文化財センター 1995)	海上町岩井字安町
403		海上郡	須賀郷						
404		海上郡	橘川郷						
405		海上郡	横根郷						
406		海上郡	三前郷						
407		海上郡	三宅郷						
408		海上郡	船木郷						
409		香取郡		麾下総国印播郡鳥取駅, 埴生郡山方駅, 香取郡真敷・荒海駅, 以不要也.	文献史料	805		『日本後紀』延暦二十四年十月	
410		香取郡	大槻郷]香取郡大坏郷中臣人成女之替承[墨書土器	9C中	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子 字天ノ宮
411		香取郡	大槻郷	香取郡大坏郷中臣人成女之替承[]年四月十日	墨書土器	9C中	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子 字天ノ宮
412		香取郡	大槻郷	婢稲主女年廿右頬黒子下総国香取郡神戸大槻郷戸主中臣部真敷之婢 天平勝宝二年十二月廿八日	文献史料	750		『東南院文書』第五櫃第五卷 治部省藤東大寺	
413		香取郡	大槻郷	下総国司解 申貢逃官賤事 婢稲主女年貳拾壹歳 部下下総国香取郡神戸大槻郷戸主中臣部真敷之婢 天平勝宝三年五月廿一日	正倉院文書	751		『正倉院文書』小杉本	
414		香取郡	大槻郷	大坏	墨書土器	9C前	囲護台遺跡	『成田市計画事業成田駅西口土地区画整理事業地内埋蔵文化財調査報告書』成田市囲護台遺跡発掘調査団・成田市教育委員会 1990	成田市囲護台
415		香取郡	大槻郷	大坏酒	墨書土器	8C後	囲護台遺跡	『成田市計画事業成田駅西口土地区画整理事業地内埋蔵文化財調査報告書』成田市囲護台遺跡発掘調査団・成田市教育委員会 1990	成田市囲護台
416		香取郡	大槻郷	大畠	墨書土器	9C前	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子字天ノ宮
417		香取郡	大槻郷	吉原大畠	墨書土器	8C後	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子字天ノ宮
418		香取郡	大槻郷	吉原仲家	墨書土器	9C後	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子字天ノ宮
419		香取郡	大槻郷	濱	墨書土器	9C	吉原三王遺跡	『佐原市吉原山王遺跡—東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書V(佐原地区2)』(助千葉県文化財センター 1990)	佐原市丁子字天ノ宮

旧国名	旧郡名	旧郷名	文字史料・資料ほか	種別	暦年	出土遺跡等	出典	備考
420	香取郡	大槻郷	姦	墨書土器	8C後	長部山遺跡	『佐原市内遺跡群発掘調査概報III』佐原市教育委員会 1989	佐原市香取字長部山（香取文書）
421	香取郡	大槻郷	大畠	墨書土器	8C後	長部山遺跡	『長部山遺跡』(助)香取郡市文化財センター 1991	佐原市香取字長部山（香取文書）
422	香取郡	大槻郷	大畠	墨書土器	9C後	椎ノ木遺跡	『成田市産業廃棄物処理場予定地内埋蔵文化財調査報告書 椎ノ木遺跡』(助)印旛郡市文化財センター 1987	成田市芝
423	香取郡	大槻郷	乙丁子	墨書土器	9C前	長部山遺跡	『長部山遺跡』(助)香取郡市文化財センター 1991	佐原市香取字長部山
424	香取郡	大槻郷	多理草寺	墨書土器	9C	多田日向遺跡	原田享二「多田日向遺跡」『シンポジウム平安前期の村落とその仏教—発表資料』千葉県立房総風土記の丘 1990	佐原市多田日向
425	香取郡	香取郷	鹿郷長鹿成里成里人 子山谷	墨書土器	9C前	馬場遺跡	『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書IV（佐原地区1）』(助)千葉県文化財センター 1988	佐原市福田字馬場
426	香取郡	小川郷						
427	香取郡	健田郷						
428	香取郡	磯部郷	磯部麻呂	墨書土器		幡谷宮谷第1遺跡	阿部寿彦「幡谷宮谷第1遺跡」『第3回遺跡発表会発表要旨』(助)印旛郡市文化財センター 1999	成田市
429	香取郡	訳草郷						
430	香取郡	(山幡郷)	下総国 托郡山幡郷養老二年戸籍	正倉院文書	718		『正倉院文書』養老5年戸籍	
431	香取郡	(山幡郷)	山幡	墨書土器	9C中	古屋敷遺跡	『古屋敷遺跡』(助)香取郡市文化財センター 1999	小見川町上小堀字古屋敷
432	香取郡	(山幡郷)	山幡	墨書土器	9C中	御座ノ内遺跡	『御座ノ内遺跡』(助)香取郡市文化財センター 1992	小見川町増田字御座ノ内
433	香取郡	(山幡郷)	山幡	墨書土器		名号戸遺跡	『名号戸遺跡』(助)香取郡市文化財センター 1996	小見川町増田
434	香取郡	(山幡郷)	山幡	墨書土器	9C前	奥房台遺跡	梁瀬裕一「奥房台遺跡」『千葉市遺跡発表会要旨』(助)千葉市文化財調査協会 2000	千葉市若葉区土気町
435	香取郡	(山幡郷)	山幡	墨書土器	8C後	一本松遺跡	『大綱山田台遺跡群II(助)山武郡市文化財センター 1995	大網白里町小西
436	香取郡	(真敷駅)	真敷 奉 奉	紡錘車	—	大久保遺跡	田形孝一「真敷」と線刻された紡錘車について『千葉県史研究』第10号 千葉県 2002	大栄町稲荷山
437	埴生郡		左兵衛下総国埴生郡大生直野上養布十段	木簡		平城京左京三条二坊二条大路濠状遺構(南)	奈文研『平城宮発掘調査出土木簡概報』24-26上(252)	
438	埴生郡		埴生	墨書土器	8C後	東野遺跡	『東関東自動車道埋蔵文化財調査報告書IV（佐原地区1）』(助)千葉県文化財センター 1988	佐原市本矢作字東野
439	埴生郡		庵下総国印旛郡鳥取駅、埴生郡山方駅、香取郡真敷・荒海駅、以不要也。	文献史料	805		『日本後紀』延暦二十四年十月	
440			埴生	墨書土器	—	国府台遺跡	松本太郎ほか 1996「第3章 下総社跡発掘調査報告」『市川市出土遺物の分析—古代の鉄・土器について』市川市教育委員会	市川市国府台
441	埴生郡	玉作郷	玉作郷・□□□□(戸主玉作カ) [・[木簡		平城宮	奈文研『平城宮木簡』2-1956	
442	埴生郡	山方郷						
443	埴生郡	麻佐郷	占部小足同国埴生郡阿佐郷戸主占部国万呂戸□「見給三百文銭三百文」又百二 給了 天平宝字六年三月廿日	正倉院文書	762		『正倉院文書』続々修十八帙三	
444	埴生郡	酢取郷						

註 1. 表の作成にあたって木簡については、独立行政法人 文化財研究所 奈良文化財研究所の木簡データベースを使用して検索し、原典と照合したものである。また墨書土器については、『出土文字資料集成「千葉県の歴史 資料編 古代」別冊』千葉県 1996を参考とした。

2. 44の不簡資料中の「長屋里」については、奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部史料調査室にて、実物資料を確認した「屋」と読み切っている一字については、□〔尾カ〕とするのが妥当と判断されたので、釈文中にはその見解に従って改めた。なお「長屋里」を「長尾里」とした場合の古代の地理的環境については、別稿を準備したいと思っている。

II 調査された郡衙遺跡の概要

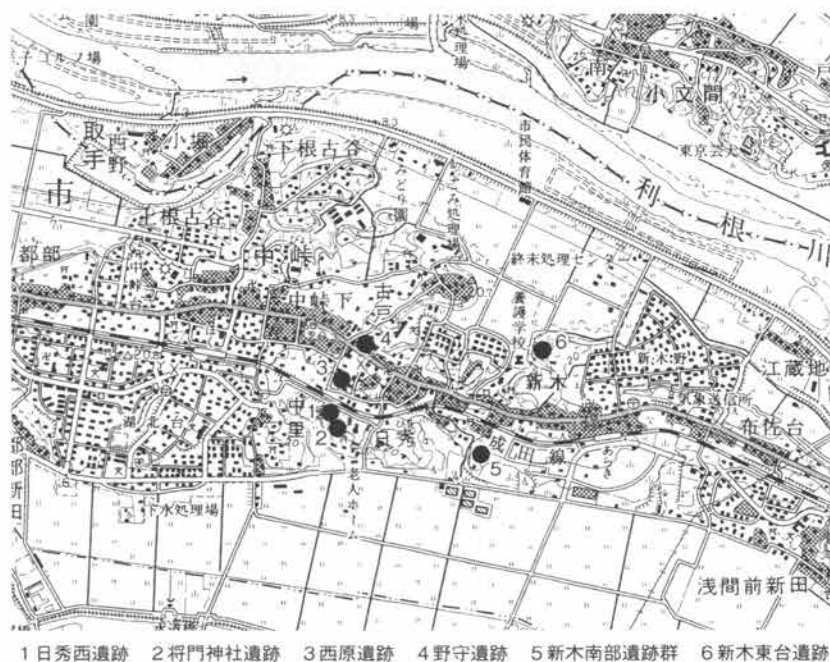
1 相馬郡

沿革

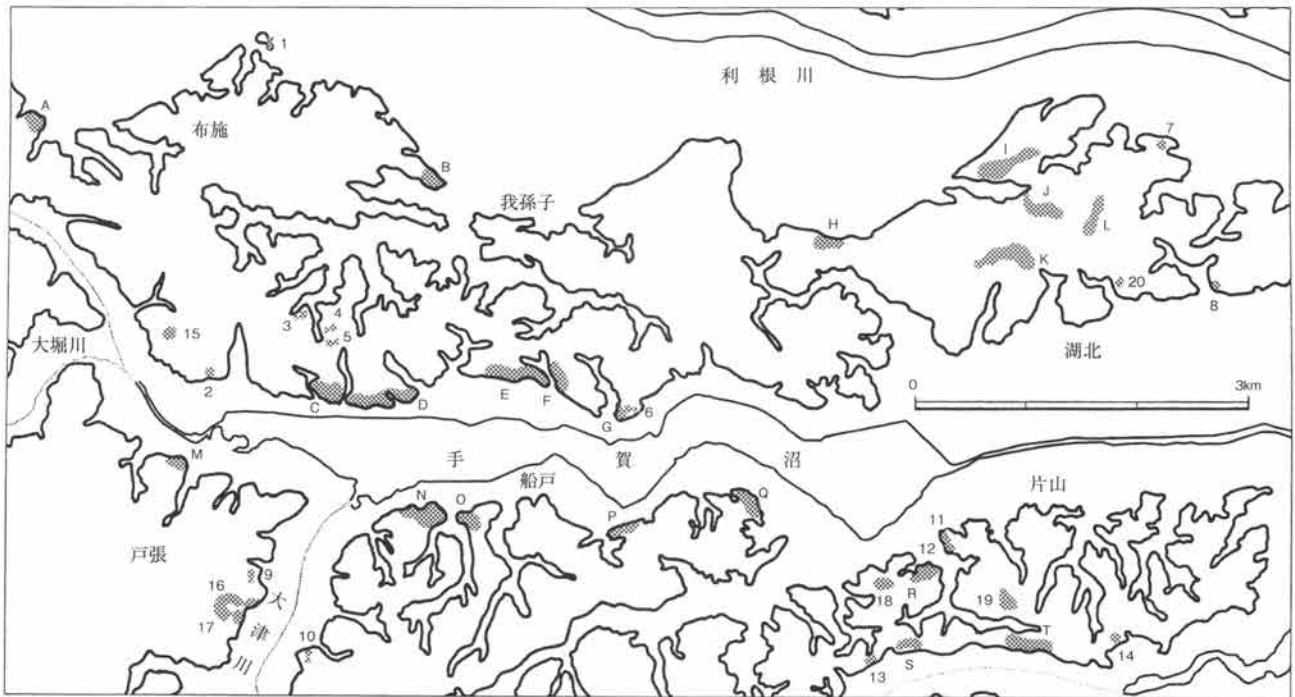
相馬郡は、我孫子市域が明治時代まで含まれていた行政区の名称で、明治以後東葛飾郡に編入された。まず、国造制下においては、印波国造の領域に含まれていたものと推定される当地域の古墳時代の様相を概観してみる。相馬郡衙が所在する手賀沼北岸の古墳はそれほど際だったものはみられないが、我孫子古墳群として調査されている。現在最も古く考えられているのが、推定長69mを測る我孫子市最大の前方後円墳、水神山古墳である。出土遺物は少ないが、後円部墳頂部に木棺直葬の長大な埋葬施設が設けられ、墳丘の形状等から4世紀末から5世紀初頭の年代が想定されている。おそらく、手賀沼周辺の盟主的な古墳であろう。次の時期に相当するのが、金塚古墳である。径20mほどの円墳で、木棺直葬と思われる埋葬施設から、短甲・鉾・銅鏡・石枕など多様な副葬品が出土した。墳頂部を巡る埴輪の様相などから、5世紀後半の年代が想定される。古墳時代中期の古墳は手賀沼北西側に集中する傾向にあり、さらに西側には古墳時代前期の柏市戸張一番割遺跡の前方後方墳が位置する。古墳時代後期以降になると、大型の古墳は見られなくなり、中小規模の群集墳が主体となる。時期的には6世紀中葉以降となり、金塚古墳までの様相とは異なるものであろう。この段階は、前期から中期までの地域的な偏在性はみられず、手賀沼周辺に散在し、地域を統合するような有力者の存在ではなく、地区ごとにいくつかの集団が存在していたのであろう。日秀西遺跡が位置する湖北地区には有力な古墳群はなく、小規模な中峠古墳群が群在している程度である。単独で立地する古墳としては、利根川側にある高根古墳と手賀沼側の羽黒前古墳がある。後者は全長32mの前方後円墳で、6世紀後半から末の築造である。

水神山古墳に代表されるように、古墳時代中期には手賀沼周辺を掌握した有力者の存在が認められるが、後期になるとそれぞれ分立した集団が存在し、それらをまとめるような首長墓の古墳はみられない。調査された郡衙が所在する埴生郡や武射郡とは大きく異なる様相である。

相馬郡の成立については明らかではないが、文献上で確認されるのは、正倉院文書の養老五（721）年「下総国倉麻郡意布郷戸籍」断簡が最初である。出土文字資料としては、下総総社跡の8世紀中頃の墨書土器「相馬」と我孫子市緑（香取神社付近）の10世紀頃の墨書土器「相馬」があげられる。相馬郡は、律令制下の下総国北西部に位置し、東側は常陸国、南側は埴生郡・印旛郡、西側は葛飾郡・



第1図 日秀西遺跡と周辺の遺跡



1 弁天古墳 2 金塚古墳 3 日立精機1号墳 4 日立精機2号墳 5 我孫子第四小学校古墳 6 水神山古墳 7 高根古墳 8 羽黒前古墳 9 戸張一番制前方後方墳 10 浅間古墳 11 北ノ作1号墳 12 北ノ作2号墳 13 六本松古墳 14 鍵作古墳 15 中馬場遺跡 16 戸張城山遺跡 17 山田台遺跡 18 石場遺跡 19 片山宮前遺跡 20 日秀西遺跡 A 花野井古墳群 B 久寺家古墳群 C 根戸船戸古墳群 D 白山古墳群 E 子の神古墳群 F 高野山古墳群 G 香取神社古墳群 H 岡発戸古墳群 I 中峠上古墳群 J 中峠北古墳群 K 中峠南古墳群 L 中峠下古墳群 M 天神台古墳群 N 船戸古墳群 O 箕輪古墳群 P 天神塚古墳群 Q 北ノ内古墳群 R 片山古墳群 S 下柳戸古墳群 T 柏作古墳群

第2図 手賀沼周辺主要古墳分布図

猿島郡、北側は豊田郡に接する。高山寺本『倭名類從抄』には、相馬郡内の郷名として、大井・相馬・布佐・古溝・意部の5郷があげられている。他に、古活字本には餘戸郷がみられる。これらの郷名の内、現在も地名として残っているのは、沼南町西部の大井と我孫子市布佐であることから、それらの付近が各郷の所在地であろう。以外の郷の所在地を考えてみる。まず、相馬郷は郡名郷で郡衙所在郷とすることも可能であるが、「相馬」の墨書土器が出土した我孫子市緑は、手賀沼北西側にあり、日秀西遺跡からは4kmほど西側になる¹⁾。「相馬」の解釈が難しいが、総社から出土した「相馬」は郡名を表すことは確実であり、相馬郡内に郡名の墨書が出土していると考えよりは、郷名と考える方がより妥当と思われる。この解釈が正しければ、相馬郷内には郡衙が所在しないこととなる。古墳時代からの古墳の動向をみると、前述したように中期から後期にかけて中心的であった地域を「相馬郷」として当てられたのであろう。とすると、相馬郡衙はどの郷に属するのであろうか。「下総国倉麻郡意部郷戸籍」断簡はすべて藤原部姓であり、その中に「小毅大初位下 藤原部直白麻呂」という人物がみられる。「直」は郡司層を示す姓であり、「小毅」は軍団の長官、あるいは次官にあたる。郡司層の居宅や軍団は通常郡衙周辺に設けられることから、相馬郡衙は意部郷にあったものと推定される。この藤原部は、天平宝字元(757)年に「久須波良部」に改名している。我孫子市新木東台遺跡や西大作遺跡・羽黒前遺跡で「久須波良部」墨書土器が出土しており、新木地区が意部郷に含まれるものと思われる。意部郷は、新木地区から日秀西遺跡が所在する湖北地区周辺に想定されよう。他の古溝・餘部郷については不明である。

郡衙関連遺跡

1 概要

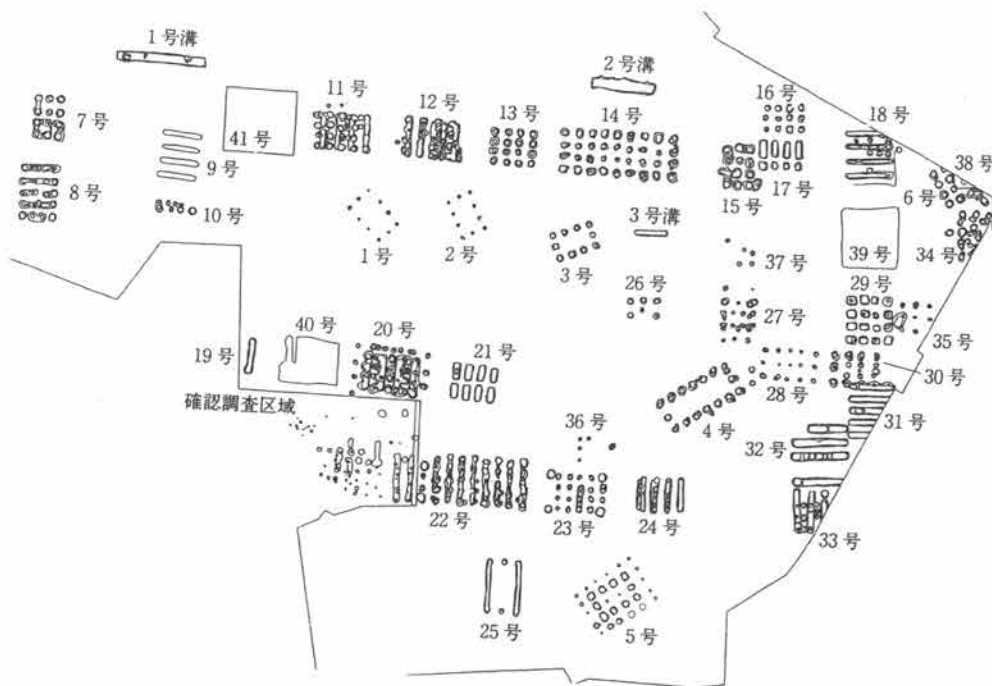
相馬郡衙に関連する遺跡としては、正倉とされる日秀西遺跡のほか、将門神社遺跡・野守遺跡・チアミ遺跡・西原遺跡・別当地遺跡などがある。これらの遺跡は、標高20m前後の台地上に近接して立地している。

日秀西遺跡

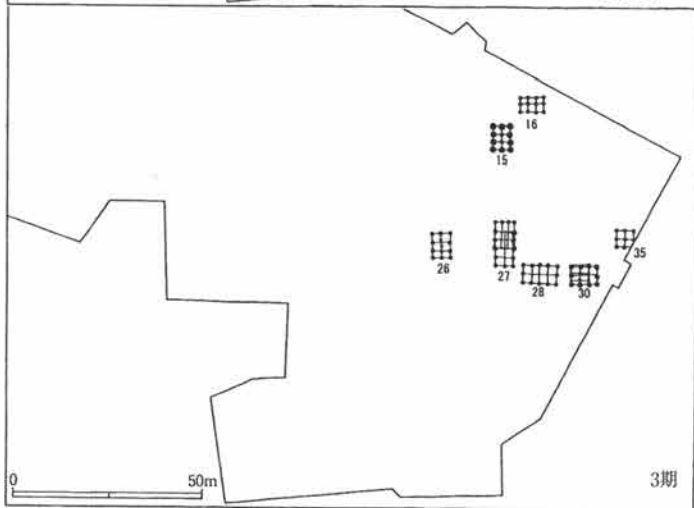
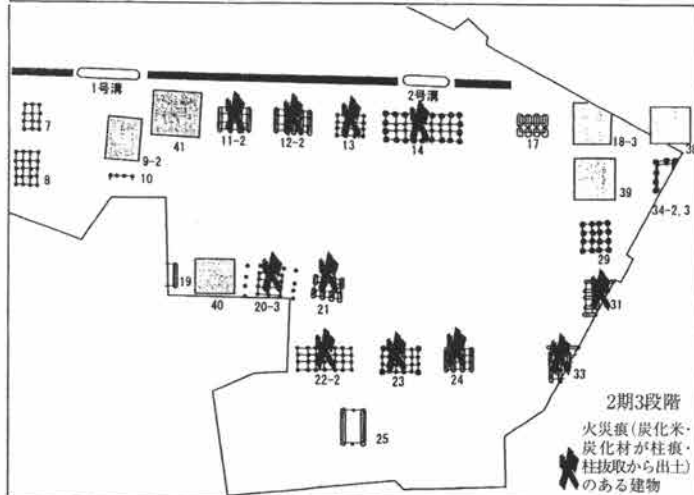
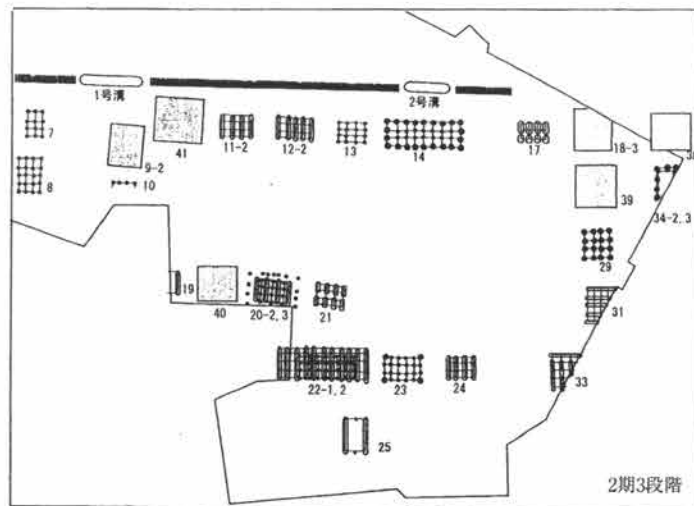
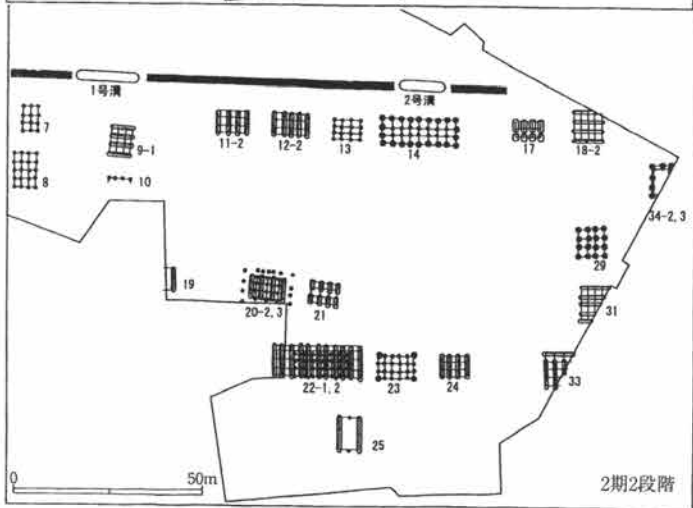
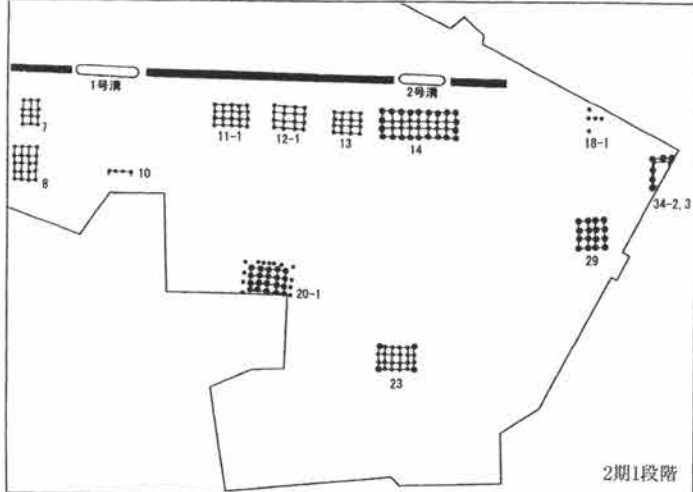
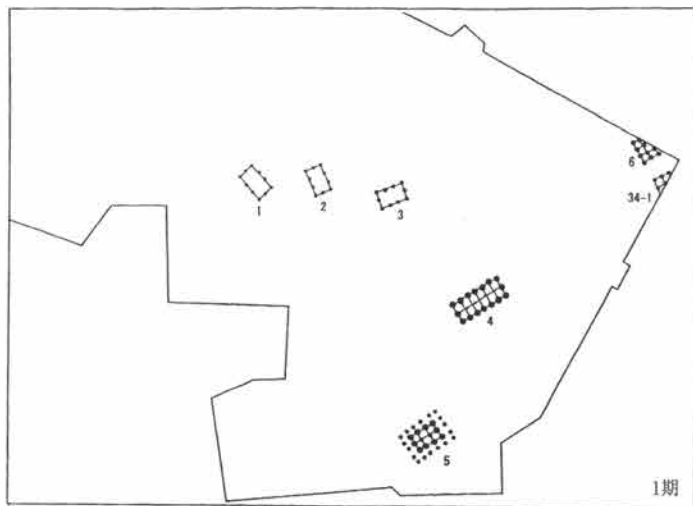
日秀西遺跡は、利根川と手賀沼に挟まれた東西に細長い台地上の手賀沼側に位置する。調査は1977年から1978年にかけて行われ、古墳時代後期の集落とともに南北約180m、東西約100mの範囲に整然と配置された倉庫群が検出された。

古墳時代後期の集落は、竪穴住居跡約180軒という大集落で、これを排除するかのよう7世紀後半頃に建物群が営まれる。建物群の時期は、大きく北西方向に主軸を採る先行する側柱建物群と、ほぼ真北に主軸を採る後出の総柱建物群に分けられる。その時期別変遷については、大野氏により実年代観が提示され²⁾、それを受けて、その後調査された周囲の遺跡などを加味して辻氏により検討された³⁾。ここでは、辻氏の変遷をもとに説明していく。なお、辻氏は古墳時代後期の集落を第1期、建物群を2期以降にしているが、説明の都合上第1期を省略し、2期を1期と読み替えている。

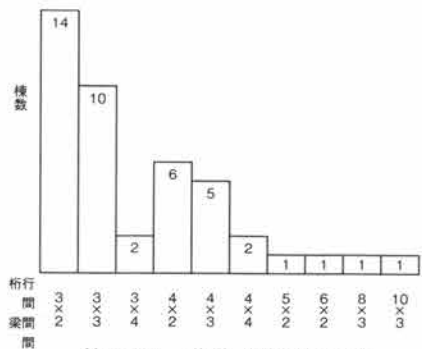
1期は、古墳時代後期からの竪穴住居の主軸方向と近い建物群で、主軸が西に32°～35°振れる。後続する時期の建物との重複関係から先行する時期であることは明らかである。全体的に小規模であるが、平面積68㎡を測る2×6間の長大な4号建物跡を含んでおり、官衙的な建物である。大野氏は「プレ郡家期の建物」とし、山中氏は「評衙」⁴⁾、辻氏は評家及び郡へ移行する郡家としている。時期は、7世紀後葉から8世紀前葉頃である。次の2期になると正倉群が形成され、主軸方向はほぼ真北を向くようになる。建物構造は、基本的に、坪掘り掘立柱建物から布掘り掘立柱建物、基壇を伴う礎石建物へと変化していく。



第3図 日秀西遺跡建物跡分布図



第4図 日秀西遺跡建物群変遷図



第5図 建物規模別棟数

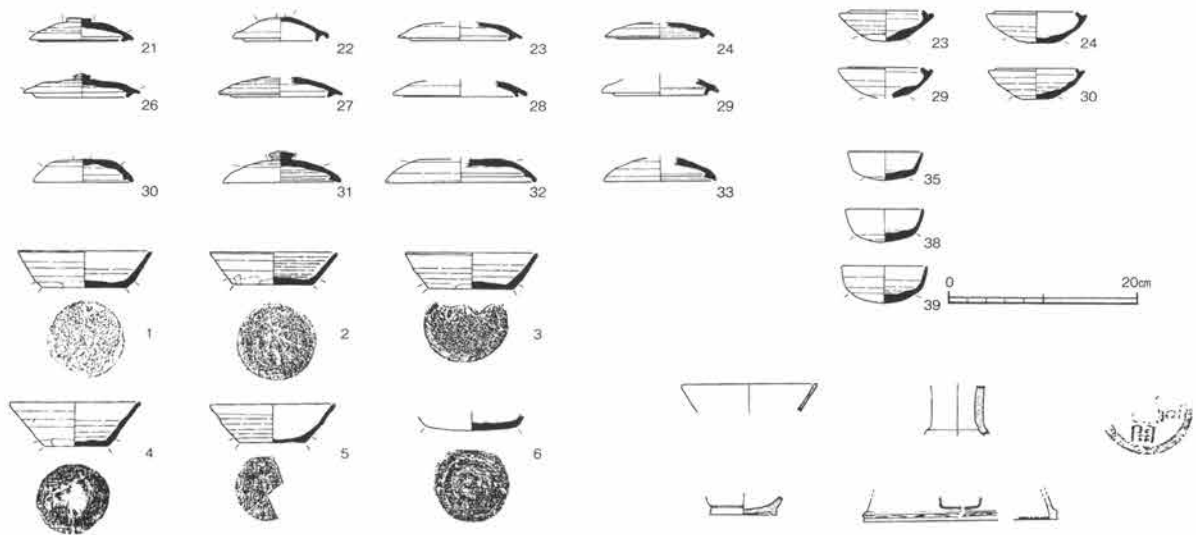
第3表 日秀西遺跡掘立柱建物跡・基壇建物跡一覧表

遺構		規模	棟方向	桁行		梁間		面積	時期	備考
		(間)	角度	総長m	柱間m(尺)	総長m	柱間m(尺)			
1号建物跡		3×2	N43° W	7.8	2.7(9)	4.8	2.4(8)	37.44	1期	
			2.4(8)							
2		3×2	N23° W	7.2	24.0(8)	4.2	21.0(7)	30.24	1期	
3		3×2	N19° E	7.2	24.0(8)	4.2	21.0(7)	30.24	1期	
4		6×2	N33° E	12.6	21.0(7)	5.4	27.0(9)	68.04	1期	
5		3×2	N35° E	7.2	24.0(8)	4.8	24.0(8)	34.56	1期	
6		3×2	N32° W	6.3	2.1(7)	4.8	24.0(8)	30.24	1期	
7		3×2	N3° W	6.3	2.1(7)	4.2	21.0(7)	26.46	2期-1	
8		4×3	N30° E	9.6	24.0(8)	5.4	1.8(6)	51.84	2期-1	
9	1	3×3	N7° 30' E	7.2	24.0(8)	5.4	1.8(6)	38.88	2期-2	
	2	◇(?)	◇(?)	◇(?)	◇(?)	◇(?)	◇(?)	◇(?)	2期-3	礎石建物
10		×3				6.3	21.0(7)	0	2期-1	
11	1	3×3	N1° W	6.3	2.1(7)	5.4	1.8(6)	34.02	2期-1	
	2	4×3	N1° W	8.4	2.1(7)	5.4	1.8(6)	45.36	2期-2	
	3	3×3	N20° W	7.5	27.0(9)	5.4	1.8(6)	40.5		炭化柱残存
		2.1(7)								
12	1	3×3	N2° 30' E	8.1	2.7(9)	5.4	1.8(6)	43.74	2期-1	
	2	4×4	N3° 30' E	8.4	2.1(7)	6.0	1.5(5)	50.4	2期-2	
13		3×3	N1° E	7.2	24.0(8)	5.4	1.8(6)	38.88	2期-1	2期の3まで
14		8×3	N2° E	19.2	24.0(8)	5.4	1.8(6)	103.68	2期-1	2期の3まで
15		3×2	N30° E	6.3	2.1(7)	4.2	2.1(7)	26.46	3期	
16		3×2	N30° E	6.3	2.1(7)	4.2	2.1(7)	26.46	3期	
17		3×2	N1° 30' E	6.3	24.0(8)	4.2	2.1(7)	26.46	2期-2	
18	1	3×2	N30° E	5.4	1.8(6)	3.6		19.44	2期-1	
	2	3×4	N3° 30' W	8.1	2.7(9)	7.2		58.32	2期-2	
	3	3×4	N3° 30' W	8.1	2.7(9)	7.2		58.32	2期-3	礎石建物
19		×3?	N5° E					0	2期-2	
20	1	4×2	N5° E	7.2	1.8(6)	6.0	3.0(10)	43.2	2期-1	
	2	3×3	N5° E	8.1	2.7(9)	5.4	1.8(6)	43.74	2期-2	
	3	4×3	N5° 30' E	8.4	2.1(7)	5.4	1.8(6)	45.36	2期-2	
21		3×2	N5° 30' E	7.2	2.4(8)	3.6	1.8(6)	25.92	2期-2	
22	1	10(?)×3	N1° W	24.0	2.4(8)	6.3	2.1(7)	151.2	2期-2	
	2	6以上×3	N1° 30' E		2.4(8)	6.3	2.1(7)	151.2	2期-2	
23		4×2	N1° E	8.4	2.1(7)	4.2	2.1(7)	35.28	2期-1	2期の3まで
24		4×2	0	6.3	2.1(7)	5.4	1.8(6)	34.02	2期-2	
25		5×2	N1° 30' E	9.0	1.8(6)	5.4	2.7(9)	48.6	2期-2	
26		3×2	N2° W	7.2	2.4(8)	4.8	2.4(8)	34.56	3期	
27	1	4×2	0	9.6	2.4(8)	4.8	2.4(8)	46.08	3期	
	2	3×3	0	8.4	2.4(8)	5.4	1.8(6)	45.36	3期	
28		4×2	N3° E	9.6	2.4(8)	4.8	2.4(8)	46.08	3期	
29		3×3	N2° 30' E	8.4	2.4(8)	6.3	2.1(7)	52.92	2期-1	2期の3まで
30	1	4×2	N1° W	9.6	2.4(8)	4.8	2.4(8)	46.08	3期	
	2	3×2	0	7.2	2.4(8)	4.2	2.1(7)	30.24	3期	
31		4×4	N1° W	8.4	2.1(7)	7.2	1.8(6)	60.48	2期-2	
32								0		
33		4×3	N2° W	8.4	2.1(7)	7.2	2.4(8)	60.48	2期-2	
34	1	×2	N32° 30' W		2.1(7)	4.2	2.1(7)	—	1期	
	2	3×2	N1° E	6.3	2.1(7)	4.2	2.1(7)	26.46	2期-1	2期の3まで
	3	4×2	0	8.4	2.1(7)	5.4	2.7(9)	45.36	2期-1	2期の3まで
35		×2			2.4(8)	4.8	2.4(8)	—	3期	
36		×2			2.4(8)	4.8	2.4(8)	—		
37		4×3		7.2	1.8(6)	5.4	1.8(6)	38.88		
38									2期-3	礎石建物
39									2期-3	礎石建物
40									2期-3	礎石建物
41									2期-3	礎石建物

つまり、1段階の建物が、2段階になると布掘りに改修され、新たな布掘り建物が加わる。3段階にはそれらに掘り込み地業を施した基壇建物が新たに配置されようになる。2期の年代は、8世紀第2四半期後半から9世紀初頭頃までとしている。3期は、2期の主軸方向を継承しているが、極端に小規模となり、調査区東側に集中している。その終末時期については明らかではないが、後述する野守遺跡の溝が機能しなくなる9世紀末から10世紀初頭の年代が想定されよう。

中心となる2期の正倉はほとんどが総柱建物で、全体で30棟以上みられる。東西南北の各方向に口の字型に配置され、南側は2列になる。建物群の中では、北側の14号建物跡と南側の22号建物跡が各列のほぼ中央に位置し、建物面積100㎡以上を誇る大型の建物で、法倉に匹敵する規模である。建物の年代については明確ではないが、西側の9号建物の版築内から和同開珎の銀銭が出土しており、掘立柱建物から礎石建物への改築時期が8世紀前半以降である可能性を示している。また、北列の14号建物から9m離れた位置に掘り込まれた1・2号溝は、正倉を区画する北側溝と思われる。

日秀西遺跡は、古墳時代から続く集落が7世紀後半に姿を消し、倉庫群に先行する建物が官衙的な様相を持って成立してくる。その時期は、7世紀後半頃から8世紀始め頃までの比較的短期間である。その後、正倉がほぼ真北に主軸を揃えて配置され、9世紀初頭頃まで展開している。そして、小規模な建物で構成される施設が継続し、9世紀末から10世紀初め頃に機能が消失するようになる。



第6図 日秀西遺跡出土遺物

野守遺跡

日秀西遺跡の北東約500mに位置し、7世紀代から9世紀後半までの遺構が確認されている。8世紀第2四半期までは大型の竪穴住居を含む竪穴群で構成されるが、8世紀第3四半期から9世紀第2四半期にかけて竪穴住居とともに掘立柱建物群が営まれている。側柱建物のみで、2間×3間の建物を主体とし、2間×5間が1棟、四面庇付建物が1棟である。一方、8世紀後半の4号竪穴住居からは8点の青銅製帯金具が検出され、9世紀前半から中頃の19号竪穴住居から「介」・「丁」の墨書土器が出土している。これらの墨書土器が役職を示すものであるならば、郡衙に関連する施設として捉えることができよう。報告では館や厨などを想定している。



第7図 日秀西遺跡と溝

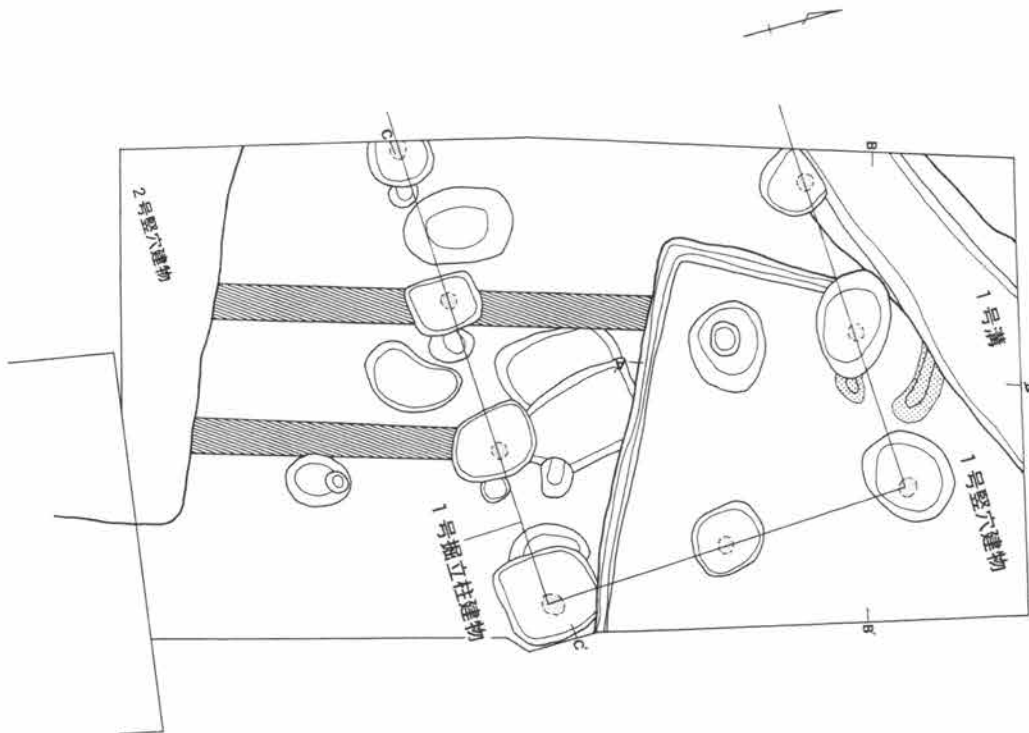
将門神社遺跡

日秀西遺跡の南東に隣接する。古墳時代の竪穴住居は日秀西遺跡とほぼ同様である。この遺跡で注目されるのは、幅2～3mの逆台形状を呈する大溝の存在である。竪穴住居を切っており、その重複関係から7世紀後半以降に掘削されている。また、出土土器から、10世紀初頭ごろには埋没しているようである。溝の方向をみると、日秀西遺跡の倉庫群とは異なり、第1期とした建物群の軸方向に近い。この大溝の性格については明らかではないが、その位置からみて、正倉域を区画するものではなく、評衙あるいは郡衙を区画する何らかの溝ではないかと思われる。一方で、この溝を西側に延ばしていくと、人工的に整形された可能性がある斜面につながっていく。後述する官道との関係から、道路遺構に伴う溝とも考えられる。

西原遺跡

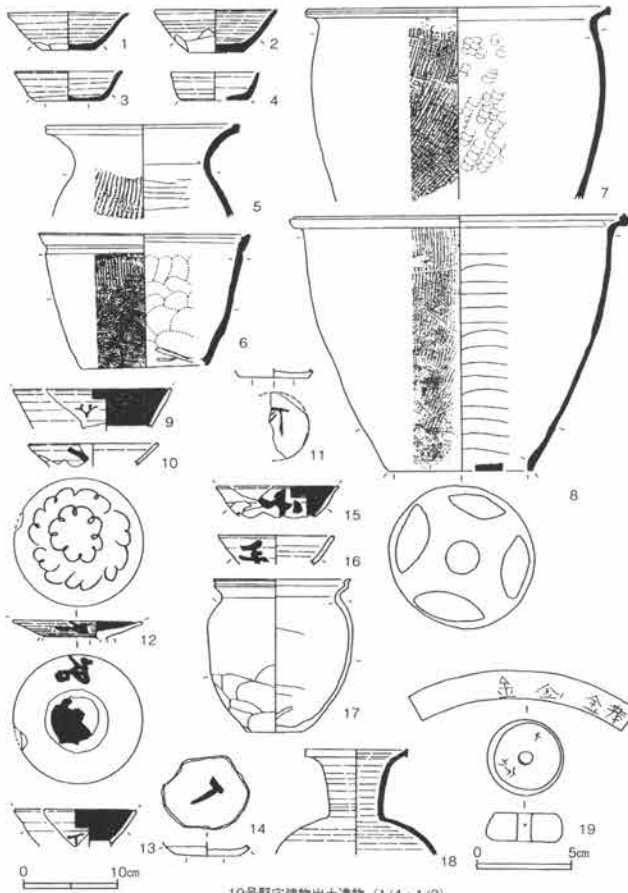
日秀西遺跡の北側に隣接する。検出された遺構群の中では、第2・3次調査で確認された1号溝と第2次調査で1号溝を切って設けられた2間×3間以上の側柱建物が注目される。1号溝は、幅2m前後で逆台形状の断面形を呈する。溝の存続時期は明確ではないが、報告では7世紀前半を上限とし、10世紀頃前半まで機能していた可能性が指摘され、溝を埋め戻した後に掘立柱建物を建てたことが想定されている。そして、将門神社遺跡で検出された溝と平行することから郡衙を区画する溝としている。

この掘立柱建物は、日秀西遺跡の正倉群と軸を同じくし、桁行2.1m等間、梁行2.4m等間と、官衙の建物として遜色ない規模であり、このような建物が郡衙が終息した10世紀初頭以降に営まれるであろうか。溝が埋め戻された時期の根拠として、覆土上層から出土した杯と椀の2点の小片があげられている。報告でも攪乱などにより入り込んできた可能性も指摘されており、掘立柱建物が日秀西遺跡の2期以降の建物と考えられること、溝の方向が日秀西遺跡1期建物群の軸と類似することなどから、この溝は1期段階の施設を区画する溝であり、2期以降には埋め戻された可能性が高いと思われる。



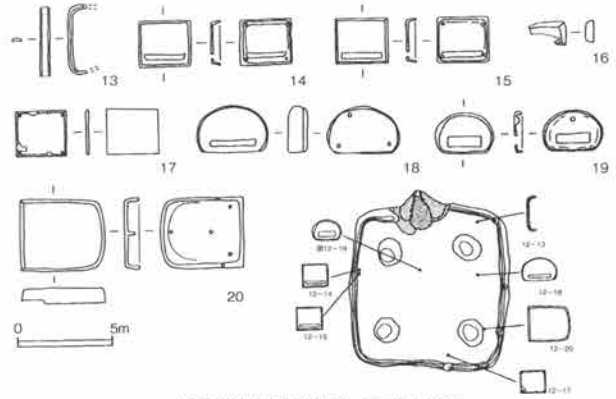
第9図 西原遺跡第2次調査

野守遺跡 (第3次)



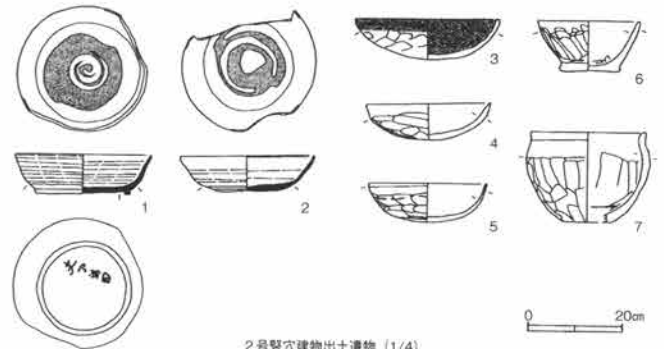
19号竪穴建物出土遺物 (1/4・1/2)

野守遺跡 (第1次)



4号竪穴建物出土遺物 (1/2)・帯金具出土状況

別当地遺跡 (第6次)



2号竪穴建物出土遺物 (1/4)

第10図 各遺跡出土遺物

別当地遺跡

西原遺跡の西側に隣接し、11次に及ぶ調査で6世紀から9世紀にかけての竪穴住居が39軒確認されている。古墳時代後期の住居数が多いものの、郡衙が機能している8世紀から9世紀の竪穴住居も存続している。野守遺跡や西原遺跡同様、郡衙周辺を取り巻く集落と考えられる。この遺跡でも幅2m前後の溝が確認されている。溝の覆土に貼り床をして構築された竪穴住居との関係から、9世紀前半頃に埋め戻された可能性が高いが、軸をほぼ東西方向に有していることから、郡衙の何らかの施設に伴う区画溝と捉えることができよう。

チアミ遺跡

西原遺跡の東側に隣接し、古墳時代後期から8世紀にかけての竪穴住居が確認され、郡衙を取り巻く集落として捉えることができる。本遺跡で検出された掘立柱建物は、柱掘りかたの規模も小さく、主軸方向も日秀西遺跡の建物群とは異なるため、性格が異なると思われる。また、幅2m前後の溝も確認されている。西原遺跡の溝とは繋がらないが、規模や掘りかたからみて、何らかの区画溝と考えられる。

日秀西遺跡を中心に関連する周辺遺跡を概観してみた。日秀西遺跡を含めて6世紀以降形成される大規模な集落が、日秀西遺跡では集落を排除するような形で7世紀末頃に初期の官衙的建物が成立する。8世紀前半頃に郡衙に伴う正倉が営まれ、8世紀中頃に礎石建物に改修され、盛期を迎えるようになる。一方、周辺の集落では、8世紀以降も竪穴住居が継続しているが、野守遺跡では、側柱の建物と竪穴住居が共存

し、「介」など日秀西遺跡ではみられない役職名の墨書土器が出土し、郡衙に伴う館あるいは厨の施設が想定されている。中心施設である政庁域は特定されていないが、西嶋氏や下津谷氏によって、「宮台」の地名などから、日秀西遺跡の西側に位置する舌状台地を推定している⁵⁾。一方、舌状台地基部を対象とした別当地遺跡第1次調査で、8世紀～9世紀代の竪穴住居跡が確認されたことから、辻氏は政庁隣接地に竪穴住居が共存する可能性は低いとし、将門神社が所在する将門神社遺跡付近に想定している⁶⁾。遺跡が位置する台地は、幅200mほどの広さを有し、方形状となっていることから、政庁を営むには格好の場所と思われる。今後の調査の進展により明らかにされるであろう。

註

- 1 我孫子市史に記述されているが、実測図は公表されていない。我孫子市教育委員会の辻 史郎氏に確認したところ、小片のため、土器の時期は明確ではないとのことである。
- 2 大野 康男 「下総国相馬郡正倉跡の再検討」『千葉県文化財センター研究紀要10』(財)千葉県文化財センター
- 3 辻 史郎 2005 「下総国相馬郡家正倉をめぐる一考察」『古代東国の考古学』(大金宣亮氏追悼記念論文集) 大金宣亮氏追悼記念論文刊行会
- 4 山中 敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房
- 5 西嶋定生・下津谷達男 1990 「対談 古代下総国の相馬郡と葛飾郡」『我孫子市史研究』14 我孫子市教育委員会
- 6 註3と同じ

参考文献

- (財)千葉県文化財センター 1982 『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』
- 辻 史郎ほか 1999 『西原遺跡第2～6次発掘調査報告書』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2000 『別当地遺跡第6次発掘調査報告書』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2001 『平成12年度市内遺跡発掘調査報告書 五郎地遺跡第1次・野守遺跡第5次』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2001 『野守遺跡 第2次・第4次発掘調査報告書』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2003 『野守遺跡 第1・3・7次調査』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2004 『チアミ遺跡 第7・8・10次発掘調査報告書』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2004 『平成15年度市内遺跡発掘調査報告書 野守遺跡第8・9次 高根遺跡第2次 遠坪遺跡第4次』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎ほか 2005 『平成16年度市内遺跡発掘調査報告書 野守遺跡第12次 君作遺跡第12次 船戸西遺跡第7次』 我孫子市教育委員会
- 辻 史郎 2005 『将門神社遺跡・野守遺跡 将門神社遺跡第1次調査 野守遺跡第10・11次調査』 我孫子市教育委員会

2 埴生郡

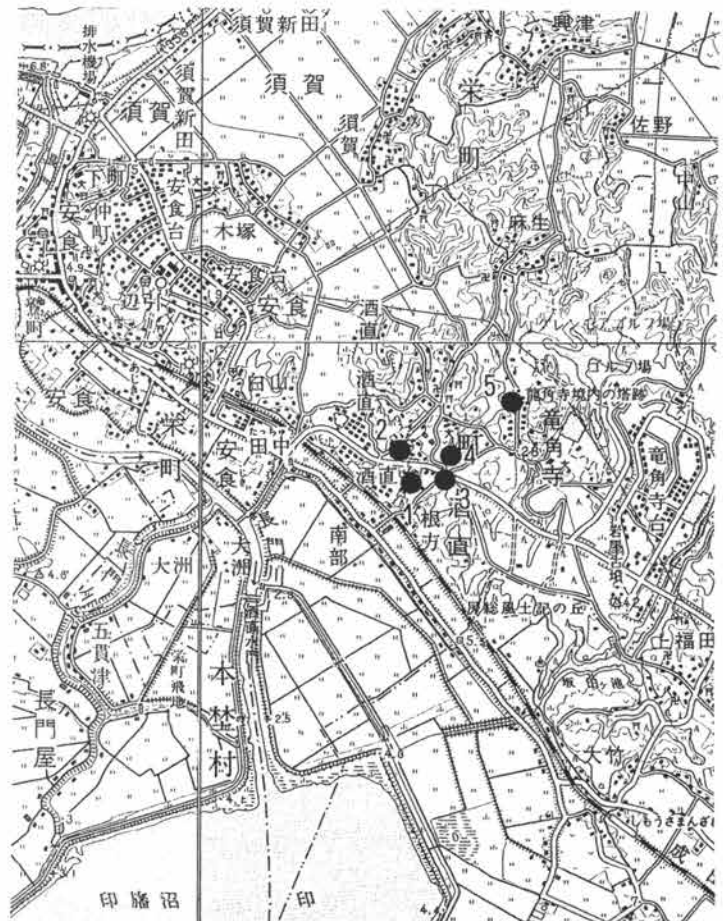
沿革

埴生郡は、西から南にかけて印旛郡と、東は香取郡と接している。埴生は、「和名抄」東急本などにより「波牟布」と訓を付し、「延喜式」民部省では「ハニフ」と訓読みしている。

埴生郡の成立については、前代の古墳時代からの動向が注目される。国造制下においては、印波国造の領域に含まれていたものと推定される後の埴生郡内には、終末期古墳や初期寺院などが確認されている。古墳時代後期から終末期にかけて築造された竜角寺古墳群のなかで、最後の前方後円墳として位置づけられるのが浅間山古墳である。調査の結果、全長78m、後円部径52m、前方部幅63mを測り、2段のテラスを有する3段築成の前方後円墳であることが明らかとなった。石室は、複室構造の横穴式石室で、石室内より金銅製杏葉や小札、銀製冠飾り、金銅製透かし彫り飾り金具などの副葬品が検出されている。これらの遺物や墳形、石室の形状などから、本古墳は6世紀末頃に築かれ、7世紀第2四半期に埋葬が行われた古墳と推定されている。大形の方墳である岩屋古墳は、一辺80m、高さ12.4mを測り、南側に開口する2基の横穴式石室が確認されている。副葬品などの遺物が明らかでないため、明確な築造時期は不明といわざるを得ないが、同様の類似する大形方墳の築造時期が7世紀前半に集中していること、本方墳の中心的な石室である東石室が最終段階の前方後円墳である我孫子市日立精機1号墳や2号墳に近いことなどから本方墳の築造年代は、7世紀前半でも古い段階、すなわち7世紀第1四半期頃と考えられる。

一方、初期寺院である龍角寺跡は、金堂跡や塔跡を中心に調査が行われ、出土した山田寺式の三重圈文縁単弁八葉蓮華文軒丸瓦から、同時の創建が7世紀第3四半期までさかのぼる可能性が考えられている。

郡内の規模の大きな古墳の状況からみて、6世紀後半以降印波国造の本拠地として機能していた地域と想定される。そして、7世紀第1四半期に岩屋古墳が築造され、7世紀第3四半期に龍角寺が創建される。このような動向の背景には、印波国造の存在を考えなければならない。印波国造については、従来から丈部直と考えられている。それは、山田寺式の瓦当文様の祖型が、百濟大寺に比定される奈良県吉備池廃寺から出土し、山田寺式の瓦当文様の東国への伝播には、百濟大寺の造営にも関係した阿部氏の影響が指摘され、阿部氏の支配する部民である丈部の関与が想定されている。このこ



1 酒直遺跡 2 向台遺跡 3 大畑 I 遺跡 4 大畑 I-2 遺跡 5 龍角寺

第11図 大畑 I 遺跡と周辺の遺跡

とから、龍角寺の造営主体者や龍角寺と密接な関係を有する岩屋古墳の被葬者には、丈部直を名乗る豪族が浮かび上がってくる。

ただ、丈部には限らないという見解もある。それは、平城京（二条大路）跡出土木簡に「左兵衛下総国埴生郡大生直野上養布十段」とあり、下総国埴生郡出身の大生部直野上に養布十段を送った内容である。「直」は東国の国造・郡司に多い姓であり、「兵衛」は、軍防令によると、郡司の子弟の内弓馬に巧みな者が郡別に一人選ばれていたり、兵衛が郡司に任じられる場合があることなどから、埴生郡の郡司は大生部直であることが考えられる。

印波国は、649(大化5)年に印波評が、653(白雉4)年に埴生評が分割して成立する。この7世紀中葉から後半の時期は、埴生評内に有力な方墳が築かれ、初期寺院も造営される。印波評内にはそれらが認められないことからすると、ある時期本貫地が印波評内から埴生評内に移っていったことが想定される。

埴生郡には、「和名抄」によると、玉作・山方・麻在・酢取の4郷がみられる。玉作郷は、平城京出土の木簡に「玉作郷戸主玉作・・・・」と記されている。当郷に比定される成田市松崎・福田周辺では、古墳時代中期の玉作遺跡が集中している。埴生Ⅰ-2遺跡からは、「玉作」とヘラ書きされた瓦が出土している。この遺跡は玉作郷には属さないと思われ、これが郷名とすれば、玉作郷から郡衙周辺に持ち込まれたものと思われる。山方郷は、中世に見える遠山方郷と関連し、成田市南部の東和田・畑ヶ田一帯に比定されている。麻佐郷は、762(天平宝字6)年に、埴生郡阿佐郷の戸主占部国万呂戸口の占部小足が石山院大般若経所に仕丁として出仕していたが、五月に逃亡しているという史料が正倉院文書に残っている。麻佐の表記から、栄町麻生・酒直・安食一帯が当郷に比定されている。酢取郷は、羽取の誤記とし、成田市羽鳥地区に比定する説がある。羽取は、服部部との関連が強く、龍角寺出土の「服止部」や五斗葺瓦窯跡出土の「服止」の文字瓦の出土から、この地域が瓦供給の一部であったことが明らかである。

郡衙関連遺跡

1 概要

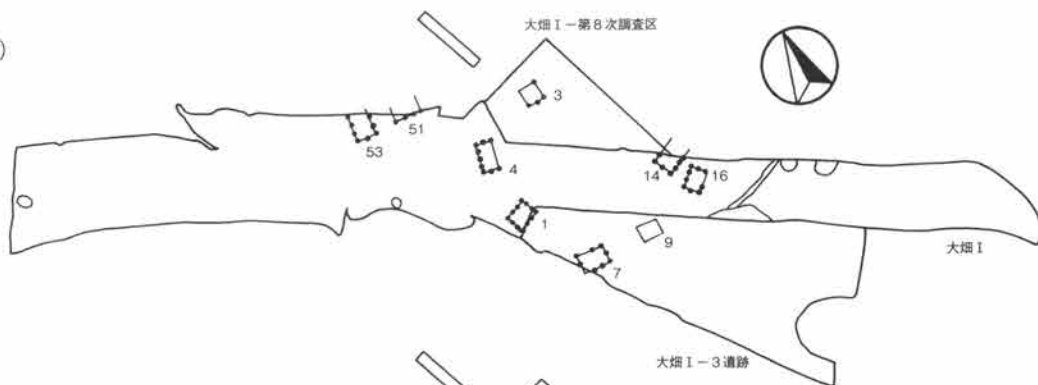
埴生郡衙関連遺跡には、大畑Ⅰ遺跡・大畑Ⅰ-2遺跡・大畑Ⅰ-3遺跡・酒直遺跡・向台遺跡・向台Ⅱ遺跡などが調査されている。これらの遺跡は、印旛沼北東岸の標高28~30mの台地上に所在する。

埴生郡の郡衙推定地の調査としては、昭和55年から千葉県文化財センターにより道路建設に先立って向台遺跡、大畑Ⅰ・Ⅰ-2遺跡の調査が行われ、埴生郡衙の可能性が指摘された。それを受けて、昭和60年からは、官衙の規模や構造を解明するための確認調査が行われた。

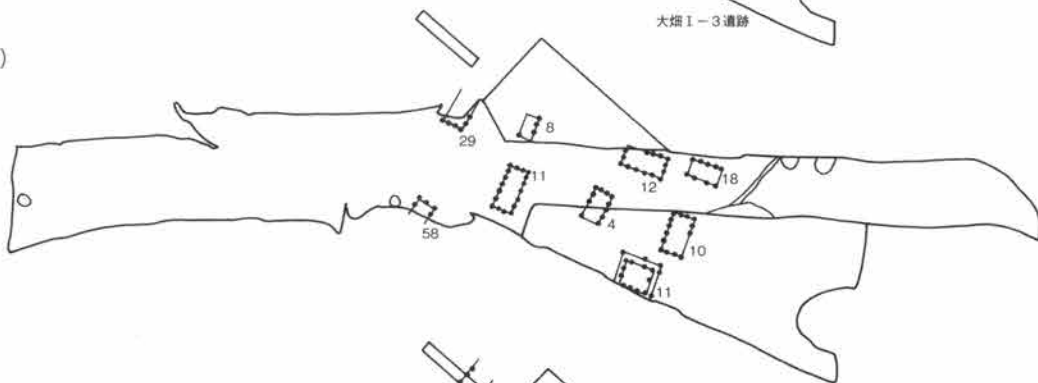
大畑Ⅰ遺跡では、古墳時代の竪穴住居跡53軒、奈良・平安時代の竪穴住居跡7軒、古墳時代の掘立柱建物跡4棟、奈良・平安時代の掘立柱建物跡61棟などが検出されている。古墳時代からの集落は7世紀第4四半期に減少し、以降掘立柱建物群が中心となる。大畑Ⅰ遺跡に接する大畑Ⅰ-3遺跡では、古墳時代後期の古墳2基と奈良・平安時代の掘立柱建物跡11棟などが検出された。掘立柱建物跡のうち5棟は大畑Ⅰ遺跡につながるものである。

掘立柱建物群の変遷をみてみると、建物の方向や切り合い関係から大きく5期に分けられる¹⁾。第Ⅰ期(7世紀第4四半期)は、2間×3間の小規模な建物で構成される。その配置は散漫としており、規則的な傾向は伺われない。第Ⅱ期(8世紀第1四半期)になると、掘立柱建物の規模が大きくなるとともに、棟方向がほぼ同様に、規則的な配置がみられるようになる。SB11のように、3間×9間以上の長大な建

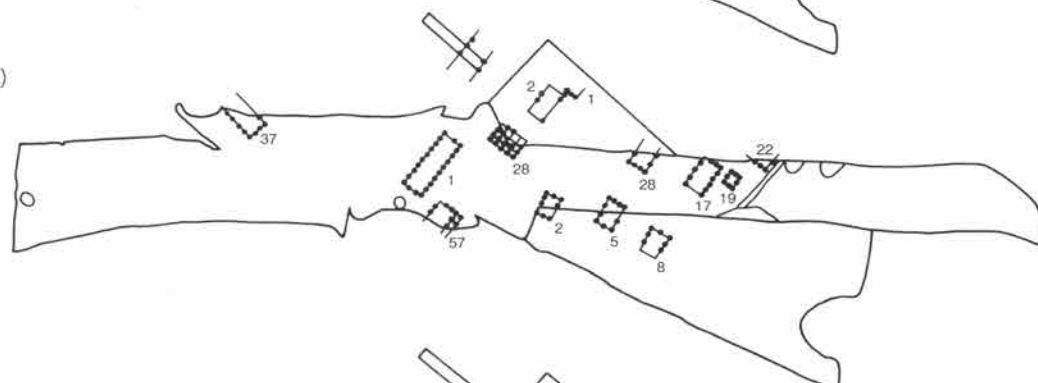
I 期
(7世紀第4四半期)



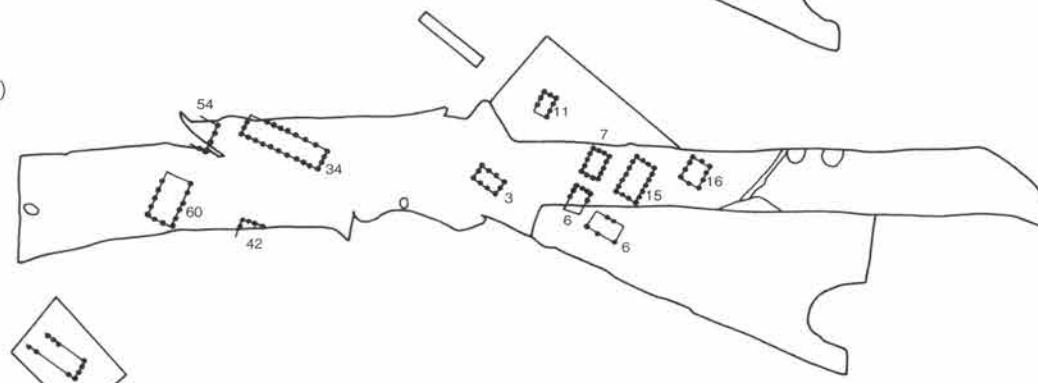
II 期
(7世紀第4四半期)



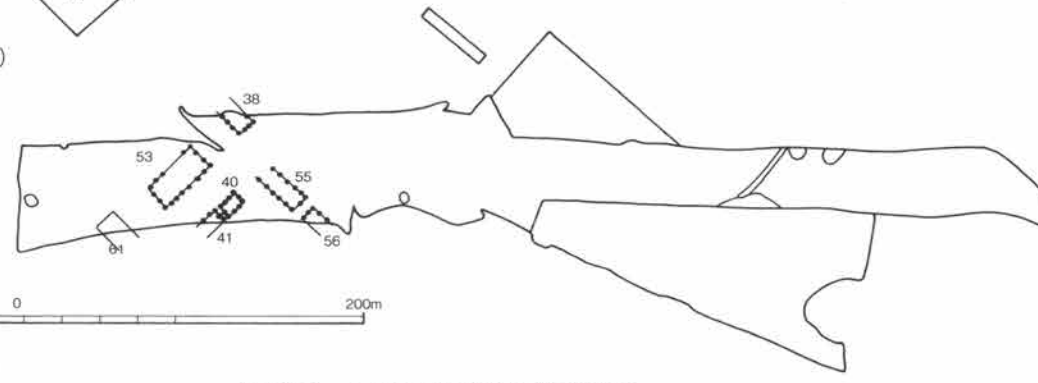
III 期
(7世紀第4四半期)



IV 期
(7世紀第4四半期)



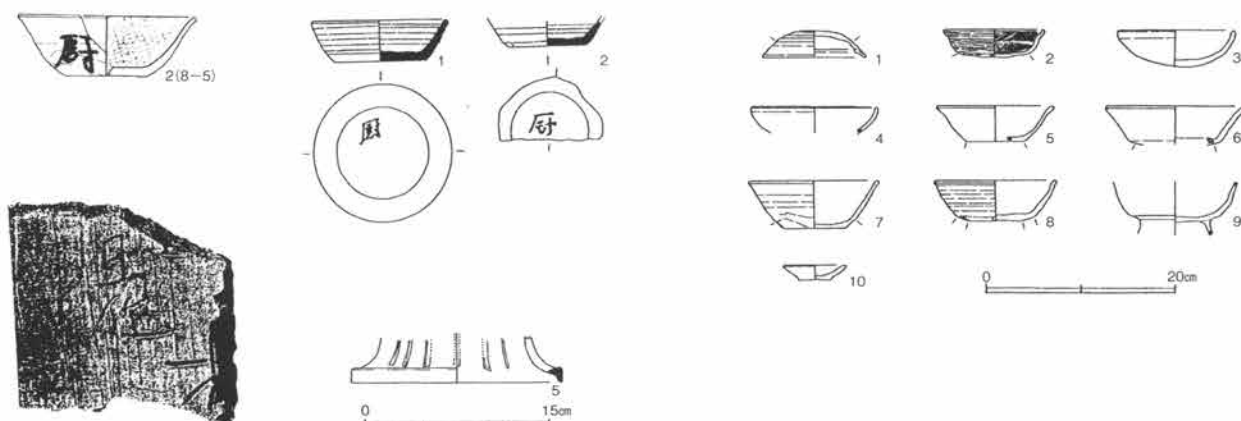
V 期
(7世紀第4四半期)



第12図 大畑 I 遺跡建物群変遷図

第4表 大畑I遺跡掘立柱建物跡一覽表

遺跡名	遺構	面積 (㎡)	規模	棟方向	桁行	梁間	時期
			(間)	角度	総長m	総長m	
大畑I遺跡	SB1	100.89	9×3	N60° E	17.7	5.7	Ⅲ
	SB2	21.66	3×2	N32° W	5.7	3.8	Ⅲ
	SB3	29.52	3×2	N33° W	7.2	4.1	I
	SB4	34.76	4×2	N1° E	7.9	4.4	I
	SB5	27.0	4×2	N49° E	6.0	4.5	—
	SB6	—	×3	N49° E	—	4.6	Ⅳ
	SB7	33.3	4×3	N48° E	7.4	4.5	Ⅳ
	SB8	—	×3	N23° W	—	4.2	Ⅱ
	SB9	—	×3	N33° W	—	4.6	—
	SB10	—	×2	N49° E	—	4.6	—
	SB11	—	×3	N45° E	—	5.3	Ⅳ
	SB12	67.26	5×3	N49° W	11.8	5.7	Ⅱ
	SB13	—	×3	N52° E	—	5.2	Ⅲ
	SB14	—	×3	N57° E	—	5.4	I
	SB15	65.88	6×3	N54° E	10.8	6.1	Ⅳ
	SB16	35.64	3×2	N54° E	6.6	5.4	I
	SB17	52.08	5×3	N57° E	9.3	5.6	Ⅲ
	SB18	39.15	4×2	N48° W	8.7	4.5	—
	SB19	10.44	2×2	N55° E	3.6	2.9	Ⅲ
	SB20	22.95	3×2	N42° E	5.1	4.5	Ⅳ
	SB21	—	×	—	—	—	—
	SB22	—	×	—	—	—	Ⅲ
	SB23	—	×3	N50° E	—	5.1	—
	SB24	—	×3	N52° E	—	5.1	—
	SB25	31.5	3×3	N60° E	6.3	5.0	—
	SB26	22.32	3×2	N69° E	6.2	3.6	—
	SB27	—	×2	N58° E	—	4.7	—
	SB28	—	4×	N58° E	8.3	—	Ⅲ
	SB29	—	×3	N52° E	—	5.8	Ⅱ
	SB30	51.52	4×3	N58° E	9.2	5.6	—
	SB31	18.81	3×2	N56° E	5.7	3.3	—
	SB32	22.44	3×1	N43° W	6.8	3.3	—
	SB33	40.15	3×3	N4° W	7.3	5.5	—
	SB34	—	×3	N41° W	—	5.7	Ⅳ
	SB35	—	×	—	—	—	—
	SB36	—	3×	N49° E	7.3	—	—
	SB37	—	×3	N22° W	—	5.7	Ⅲ
	SB38	—	×3	N22° W	—	5.2	V
	SB39	25.83	3×2	N30° E	6.3	4.1	—
	SB40	20.67	×2	N70° E	5.3	3.9	V
	SB41	—	×2	N70° E	—	4.1	V
	SB42	—	×2	N51° E	—	3.6	Ⅳ
SB43	—	×2	N2° E	—	4.6	—	
SB44	—	×2	N57° E	—	3.6	—	
SB45	—	×2	N58° E	—	4.7	—	
SB46	—	×3	N35° W	—	5.1	—	
SB47	—	×	—	—	—	—	
SB48	—	×	—	—	—	—	
SB49	25.62	3×2	N56° E	6.1	4.2	—	
SB50	9.72	2×1	N30° W	3.6	2.7	—	
SB51	—	3×	N3° W	7.6	—	I	
SB52	—	×2	N38° W	—	5.2	—	
SB53	119.32	6×3	N68° E	15.7	7.6	V	
SB54	—	×3	N40° W	—	8.1	Ⅳ	
SB55	73.95	6×2	N23° W	14.5	5.1	V	
SB56	—	×2	N22° W	—	4.3	V	
SB57	—	×3	N62° E	—	5.7	Ⅲ	
SB58	—	×2	N57° E	—	4.9	Ⅱ	
SB59	96.48	5×3	N68° E	13.4	7.2	Ⅳ	
SB60	102.18	5×3	N48° E	13.1	7.8	—	
SB61	—	×3	N22° W	—	6.3	V	
SB62	—	×2	N22° W	—	4.3	—	
SB63	12.42	2×2	N51° E	4.6	2.7	—	
SB64	—	×	—	—	—	—	
SB65	71.54	6×2	N38° W	14.6	4.9	—	
大畑I-3遺跡	3-SB1	31.5	3×3	N60° E	6.3	5.0	I
	3-SB2	15.3	4×2	N49° E	3.4	4.5	Ⅲ
	3-SB3	17.1	4×3	N49° E	3.8	4.5	Ⅳ
	3-SB4	46.8	4×3	N50° E	9.0	5.2	Ⅱ
	3-SB5	43.86	4×3	N52° E	8.6	5.1	Ⅲ
	3-SB6	44.37	5×3	N35° W	8.7	5.1	Ⅳ
	3-SB7	36.0	3×2	N88° E	7.5	4.8	I
	3-SB8	33.15	3×2	N55° E	6.5	5.1	Ⅲ
	3-SB9	26.55	3×2	N81° E	5.9	4.5	—
	3-SB10	62.54	5×3	N45° E	10.6	5.9	Ⅱ
	3-SB11	—	—	—	—	—	Ⅱ



第13図 大畑 I 遺跡出土遺物

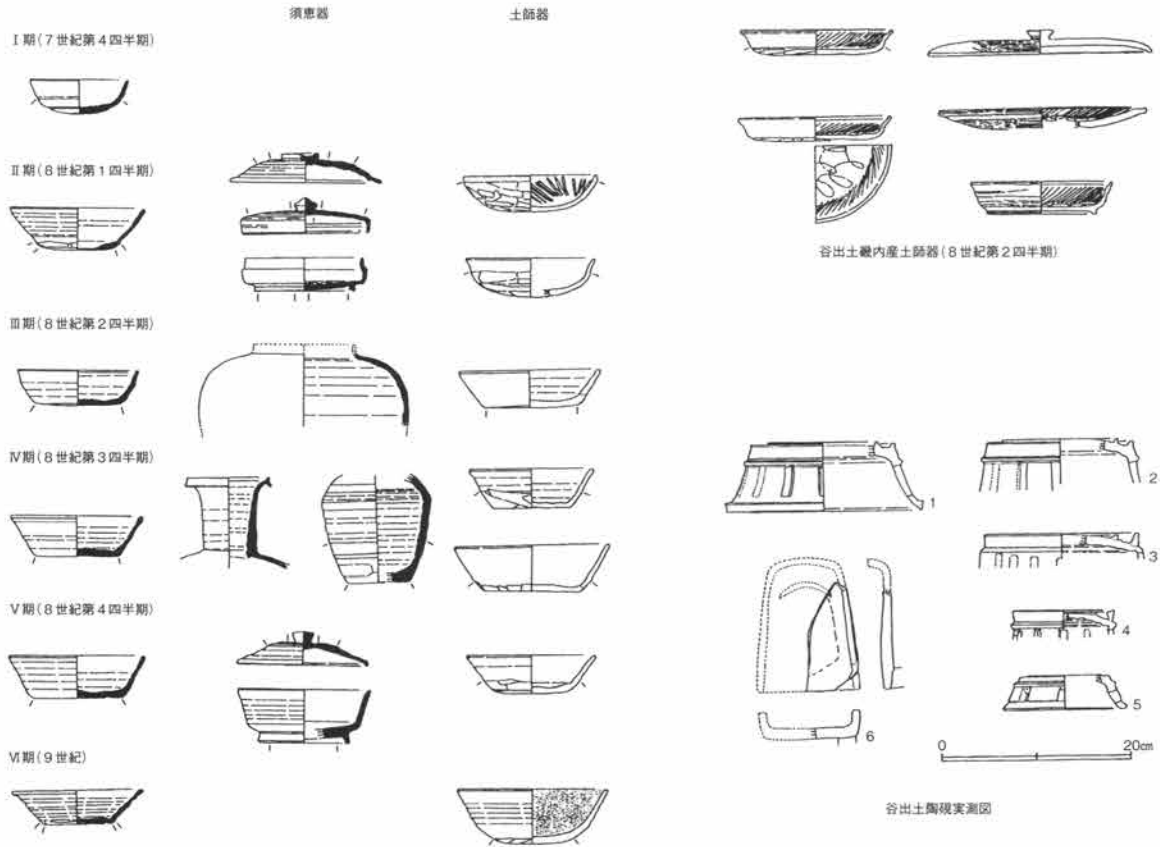
物や、11掘立柱建物のように、四面庇建物も造営される。第Ⅲ期（8世紀第2四半期）は、長大な建物や、庇付き建物、総柱建物など、建物の機能分化がみられるとともに、西側にも建物が建てられるようになる。第Ⅳ期（8世紀第3四半期）になると、これまで中心的な場所に建てられていた建物の規模が小さくなり、西側に長大な建物や3間×5間の建物がみられるようになり、中心が東側から西側に移っていく。第Ⅴ期（8世紀第4四半期）には、東側の建物は消滅し、西側のみに建物が規則的に配置される。3間×7間の大きな建物を中心にコの字状を呈する。この時期以降、掘立柱建物はみられなくなる。この建物群は、7世紀第4四半期から8世紀第4四半期までのほぼ百年程度の間機能していたようである。

この建物群や数次にわたる確認調査及び大畑 I - 2 遺跡を含めても、明確に郡衙に伴う政庁や正倉と思われる遺構は特定できない。しかし、調査された建物群の規模をみても平面積100㎡以上の建物が含まれるなど、嶋戸東遺跡の建物群と遜色ない規模である。また、Ⅱ期以降SB11・SB1・SB60・SB53と中心建物と思われる側柱建物がほぼ同じ向きで建てられ、Ⅱ期・Ⅲ期の中心建物、Ⅳ期・Ⅴ期の中心建物がそれぞれ同じ場所に営まれている。このように見ていくと、Ⅱ期以降ある程度整備された官衙の様相が認められるであろう。特にⅣ期ではSB60の脇殿とも思われるSB34が見られ、Ⅴ期にはSB53の前殿としてSB40・41が位置し、脇殿としてSB55・56がみられ、郡衙の政庁的配置となる。

一方、建物の軸方向をみると、西に50°前後振れている。通常、郡衙の時期になると真北に主軸方向を採るのが一般的であるが、この遺跡ではむしろ、Ⅰ期とした小規模な建物が北方向に近い。このような大きく斜め方向に振れた郡衙として、福岡県大ノ瀬官衙遺跡（豊前国上毛郡衙）があげられる²⁾。ただ、この郡衙は、古代官道である西海道に規制されたため、結果としてこのような方位になったことが指摘されている。大畑 I 遺跡ではどうであろうか。古東海道のルートは明らかでないが、山方駅から荒海駅に向かうルート上には位置しないと思われ、上毛郡衙のような規制はなかったものと推定される。ただ、明治17年の迅速図をみると、遺跡が所在する印旛沼北東岸の汀線が斜行し、沼側の台地端部と沼に挟まれた道路が40°～50°ほど西に振れている。古東海道から埴生郡衙までの支線があるとすれば、このような方向になることも考えられ、明確ではないが、支線としての官道に規制されたことも可能性として指摘できる。

建物が整備されてくるⅡ期以降、郡衙としての機能を有し、本格的に展開するⅣ期からⅤ期にコの字状

配置が確立され、調査西側のSB60やSB53を主殿とした政庁域として捉えることが可能ではないかと思われる。また、大畑Ⅰ-2遺跡から出土した須恵器の杯に書かれた2点の墨書土器「厨」は、その特徴から8世紀第3四半期と考えられ、先述した掘立柱建物群の第Ⅳ期に相当する。この「厨」からは、郡衙を構成する厨家あるいは厨院としての機能が考えられる。また、北西側に位置する向台遺跡と大畑遺跡との間にある谷部からは大量の土器が出土し、唐三彩や畿内産土師器、円面硯などの官衙的遺物が多く含まれている。奈良時代を通じて郡衙で使用されたものが廃棄された場所として認識されよう。



第14図 向台遺跡出土遺物

註

- 1 大野 康男 1998 「埴生郡衙関連遺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古3』
- 2 新吉富村教育委員会 1997 『大ノ瀬下大坪遺跡』

参考文献

- 石田 広美 1995 『主要地方道成田安食線道路改修工事(住宅地関連事業)地内埋蔵文化財調査報告書』(財)千葉県文化財センター
- 小林 清隆 1985 『栄町大畑Ⅰ-2遺跡 県単道路成田安食線埋蔵文化財調査報告書』(財)千葉県文化財センター
- 大野 康男 1986 『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書』千葉県教育委員会
- 大野 康男 1987 『栄町埴生郡衙跡確認調査報告書Ⅱ』千葉県教育委員会

3 武射郡

沿革

武射郡の範囲は東は下総国匝瑳郡に接し、栗山川及び高崎川の流域以西、北側は下総国埴生郡、西側は印旛郡、南側は上総国山邊郡に接し、作田川及びその支流の成東川の流域以東の地域と捉えられている。

武射郡は『倭名類聚抄』によれば、平安時代には巨備・加毛・理倉・狎猥・長倉・畔代・片野・大蔵・新居・新屋・谷部の11郷が中に含まれる。和銅六年（西暦713年）の木簡には「武昌郡高舎里」とあり、古くは郡名が武昌と書かれていたことがわかる。

武射郡の郷については、巨備郷は不明な点が多いが成東町小松・木戸周辺、加毛郷は芝山町大里・菱田周辺と考えられる。理倉郷は不明な点が多いが芝山町朝倉付近若しくは横芝町曾根合付近に比定され、狎猥郷も未詳ではあるが横芝町牛熊・芝山町高谷・大台・上吹入・下吹入付近の可能性はある。長倉郷は近世の村名から横芝町長倉周辺に比定される。畔代郷は未詳ではあるが横芝町栗山付近若しくは成東町成東～湯坂周辺の可能性が認められる。片野郷も未詳だが松尾町八田・猿尾付近の可能性はある。

大蔵郷は松尾町上大蔵・下大蔵付近に比定され、新居郷は未詳ながら芝山町新居田・牧野・高田・小池付近、新屋郷も未詳で成東町新泉付近が候補地として挙げられている。谷部郷も未詳ながら茂原市長谷・内長谷周辺の可能性がある¹⁾。

概要

武射郡衙跡に比定される遺跡としては嶋戸東遺跡が挙げられる。

嶋戸東遺跡は成東町大字島戸・野堀・真行寺から山武町大字麻生新田にわたる地域に所在する。遺跡は標高50mの台地上に立地し、西側は境川谷底平野に面する。南側台地の続きには約2km弱で九十九里平野に面する急崖となる。本遺跡は地形的には、九十九里平野中央部に開口する一谷底平野の出口近くに面する高台上にあると言える。谷底平野を流れる境川は、殿台付近で成東川に合流し、太平洋に注いでいる（現作田川、旧武射田川）。流路の開口部付近は縄文時代中期末～後期初め頃の締切砂丘（富口～武射田）によ



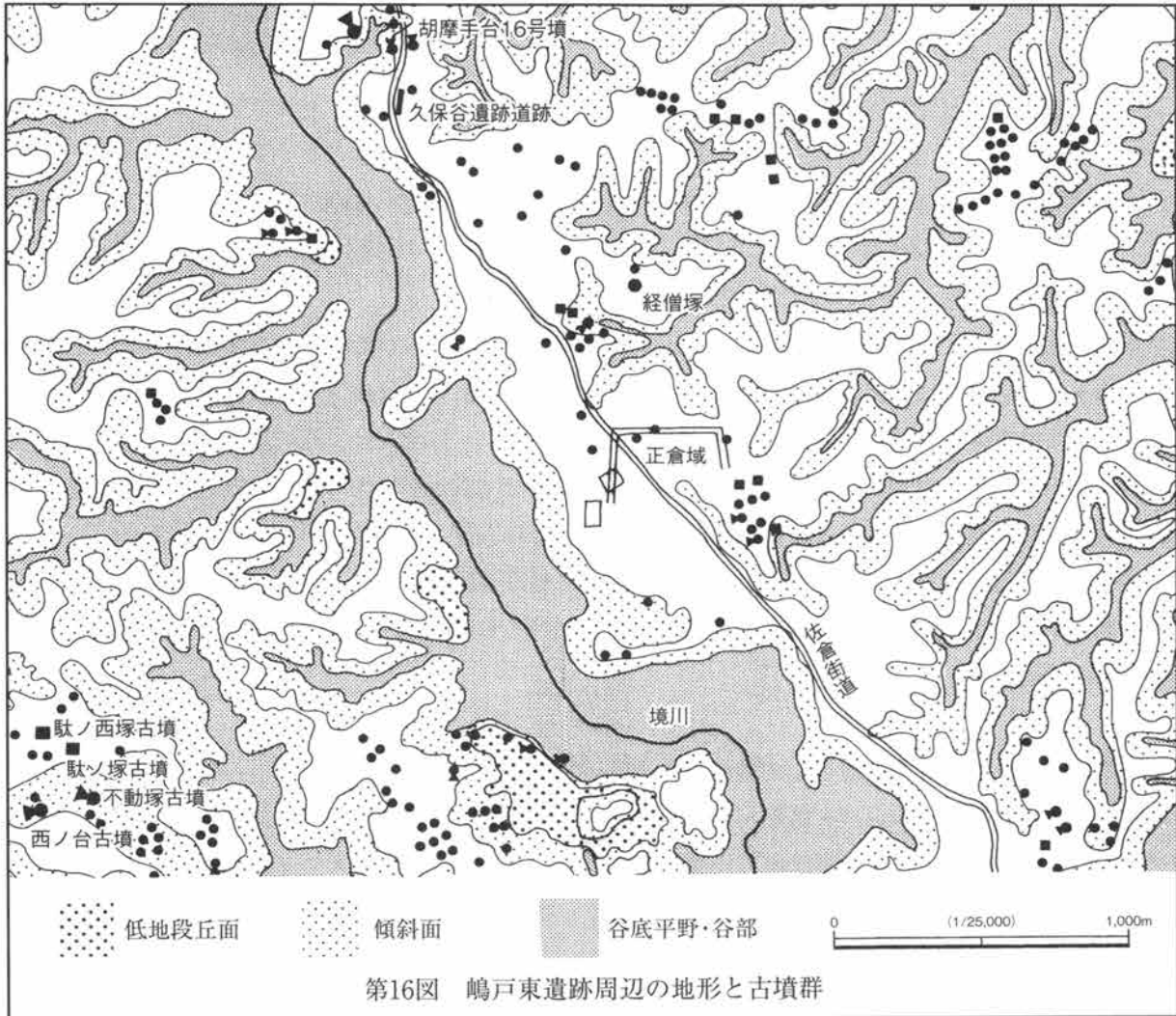
第15図 嶋戸東遺跡と周辺の遺跡

S = 1/50,000 (国土地理院発行)

て堰き止められた潟湖の跡²⁾が存在し、中世までは沼沢地の広がる未開発の地であった³⁾と考えられる。

嶋戸東遺跡は、平成3年1月に宅地造成に伴い、(財)山武郡市文化財センターによって600㎡の本調査⁴⁾が行われ、掘立柱建物跡2棟と溝跡3条が検出された。2棟の掘立柱建物跡は大型であり、B-1は調査区内から4間分の柱掘りかたが検出されており、柱間は桁行2.7m、梁行3.9mである。B-2は桁行6間、梁行2間以上の建物跡で、柱間は桁行2.7m、梁行2.1m前後である。両者は官衙の中でも中枢の建物である可能性が考えられた。

嶋戸東遺跡の南東350mには真行寺廃寺跡⁵⁾が存在し、同廃寺跡は「武射寺」の墨書土器が出土したことから郡寺と考えられる寺院である。郡名



第16図 鳴戸東遺跡周辺の地形と古墳群

寺院の近隣に郡衙が存在する確率が高く、本地域一帯は武射郡衙跡の存在する可能性が指摘されており、上記の大型建物跡の検出により鳴戸東遺跡は一躍注目を集めるところとなった⁶⁾。

官衙関連遺跡確認調査の一環として、千葉県教育委員会が平成9年度～平成16年度（第1次調査～第8次調査）にかけて千葉県文化財センターに学術調査を委託し、鳴戸東遺跡がどのような構造の遺跡であるかを確認する調査を実施した⁷⁾。

鳴戸東遺跡はこれまでに前期郡庁と後期正倉域の範囲が明らかとなり、後期の館と考えられる箇所も検出されている。後期の正倉域は真行寺廃寺跡とほぼ軸を揃えてみられ、正倉も整然と並んでいる可能性が強く、相当計画的に郡衙が整備されていたことがわかった。

検出された遺構は掘立柱建物跡31棟、基壇跡9基（第5表参照）、基壇跡の可能性が認められる箇所が1か所、柵列跡9条、正倉を囲む大溝跡等がある（第17図）。

掘立柱建物跡は大型の建物跡が多く、平面積が145.8㎡、134.5㎡と100㎡を越えるものがみられ、柱間尺は5.5尺（1.65m）～13尺（3.9m）までのものがあり、多くの建物の間尺は7尺を越える。

建物群の軸は、軸が西に33.5度振れるもの（Ⅰ群）、西に16度～20度前後振れるもの（Ⅱ群）、真北及び西又は東に5度前後軸が振れるもの（Ⅲ群）の3群におおまかに分かれる。

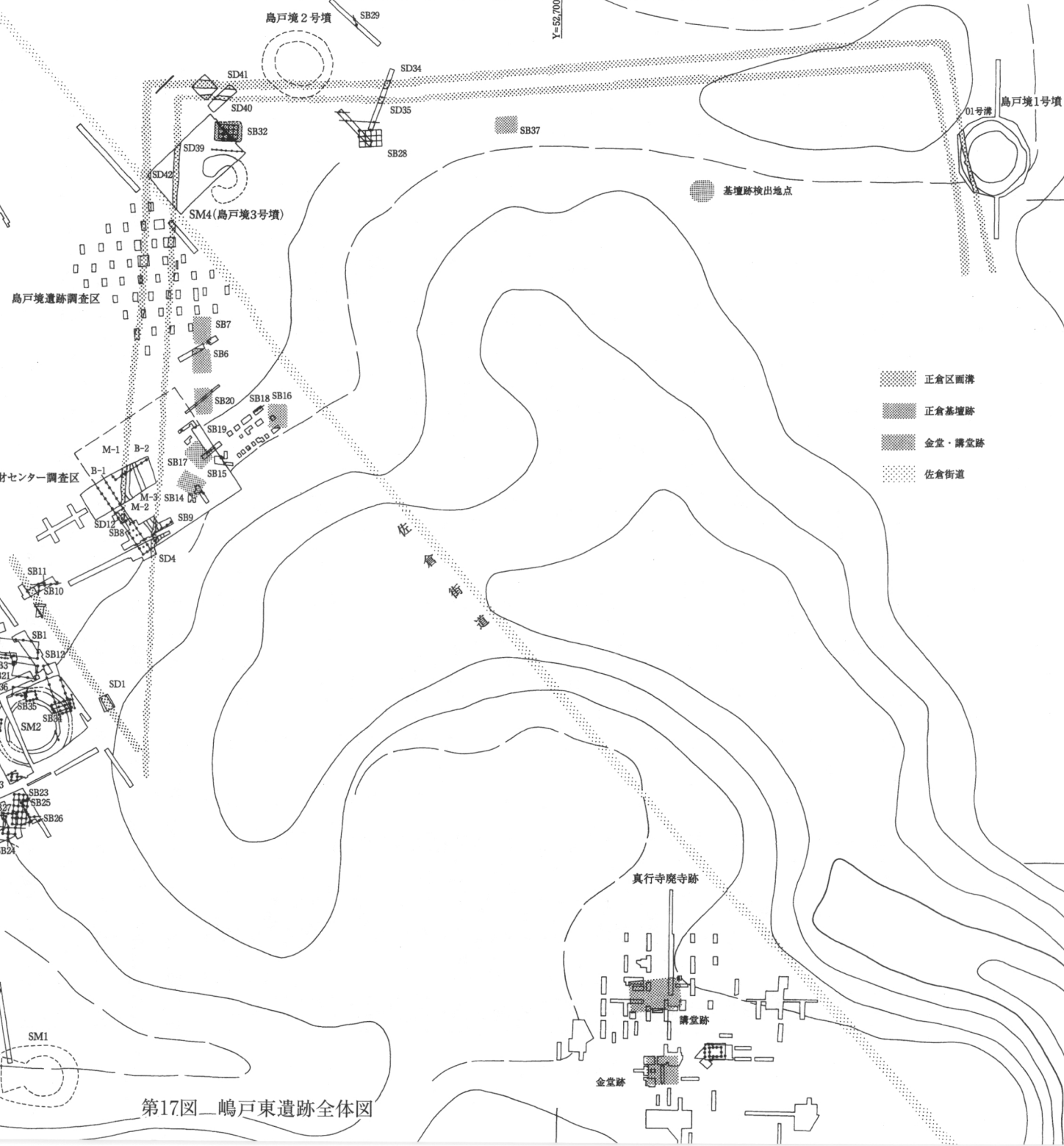
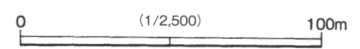
Ⅰ群は前期郡庁の建物群が該当し、SB8・SB9などがある（第18図）。ほかの時期の掘立柱建物跡とは重



X = -41,600

Y = 52,700

X = -41,900



第17図 嶋戸東遺跡全体図

第5表 嶋戸東遺跡掘立柱建物跡・基壇跡一覧表

建物跡	規模	種類	主軸	桁行長	梁行長	柱間寸法	柱穴	平面積	備考
SB1	5間×3間	側柱	N-5°-E	18.0m	8.1m後に7.2m	12尺/9尺	1.5m、後に0.9m	145.8㎡	3時期の変遷あり
SB2									SB12の一部と判明のため欠番
SB3		側柱	N-18°-W			8尺/	0.65m		
SB4	4間以上	側柱	N-8°-W	9.6m以上		9尺/8尺	1.1m~1.2m		
SB5		側柱	N-20°前後-W				0.9m~1.1m		
SB6	基壇建物								
SB7	基壇建物								
SB8	2間×6間	総柱	N-33.5°-W	17.0m	4.2m	9.5尺/7尺	0.9m~1.45m	71.4㎡	東柱がある
SB9	4間×(2間)	側柱	N-33.5°-W	10.8m	(5.1m)	9尺/8.5尺	0.95m~1.2m	(55.08㎡)	
SB10	3間以上	側柱	N-6°-W	8.5m		9.5尺/8.5尺	0.7m~0.9m		
SB11		側柱	N-18°-W			9尺/	0.5m~0.6m		
SB12	8間×3間	側柱	N-18°-W	22.8m	5.9m	9.5尺/6.5尺	0.78m~1.2m	134.52㎡	SB34を切る
SB13	6間×1間以上	総柱	N-21°-W	11.7m	2.45m以上	6.5尺~8.5尺	0.9m~1.1m		
SB14	基壇建物								
SB15	1間以上		N-34.5°-W	3.0m以上		10尺/	0.9m~1.3m		
SB16	基壇建物								
SB17	基壇建物								
SB18	1間以上	側柱	N-50°-E	2.0m以上		6.5尺/	0.5m		
SB19	5間×2間	側柱	N-34.5°-W	12.7m	4.2m	8.5尺/7尺	0.9m	53.34㎡	
SB20	基壇建物								
SB21	3間×2間	側柱	N-7.5°-E	10.8m	6.0m	12尺/10尺	1.0m~1.5m	64.8㎡	
SB22	基壇建物カ								詳細不明
SB23	5間×3間	総柱	N-2.5°-E	13.6m	6.0m	9尺/7尺	1.05m~1.2m	81.6㎡	
SB24	2間以上×1間以上	側柱	N-0°-E	2.1m以上	1.8m以上	7尺/6尺	1.1m~1.3m		SB27に切られる
SB25	6間×(3間)	側柱	N-18°-W	10.8m	(4.9m)	6尺/5.5尺	0.5m~0.8m	52.92㎡	
SB26	1間以上×1間以上	側柱	N-4°-W	2.7m以上	2.1m以上	9尺/7尺	0.65m~0.8m		
SB27	4間以上×3間	側柱	N-2°-E	9.0m以上	5.85m	7.5尺/6.5尺	1.0m~1.2m	52.65㎡	SB24を切る
SB28	2間以上×2間以上	総柱	N-5°-W	5.1m以上	4.8m以上	8.5尺/8尺	1.45m		2時期の可能性あり
SB29	1間以上	側柱	N-17°-W	2.7m以上		9尺/	0.9m		
SB30	3間×2間	側柱	N-5°-E	5.4m	4.2m	6尺/7尺	0.5m	22.68㎡	
SB31	1間以上	側柱	N-8°-E	2.1m以上		7尺/	0.75m		
SB32a	基壇建物		N-2°-E						SB32bと重複
SB32b	3間×3間以上	総柱	N-4.5°-E	6.3m以上	6.3m	7尺/7尺	1.1m~1.73m		SB32aと重複
SB33	1間×2間	側柱	N-3°-W	3.0m	2.7m	5尺/9尺	0.65m~0.74m	8.1㎡	
SB34	3間×2間	側柱	N-18°-W	8.1m	3.6m	9尺/6尺	0.7m~1.0m	29.16㎡	棟持柱がある。SB12に切られる
SB35	3間×2間	側柱	N-16°-W	4.5m	3.6m	5尺/6尺	0.55m~0.7m	16.2㎡	SB36に切られる
SB36	3間×2間	側柱	N-5°-E	6.3m	3.6m	7尺/6尺	0.9m~1.0m	22.68㎡	2時期あり。SB35を切る
SB37	基壇建物								
SB38	3間×2間	側柱	N-5°-E	7.65m	5.1m	8.5尺/8.5尺	0.75m~1.2m	39.015㎡	
B-1	5間以上×1間		N-33.5°-W	14.2m以上	4.2m	9.5尺/13尺	0.8m~1.5m	60㎡以上	
B-2	6間以上		N-33.5°-W	16.2m以上		9尺/7尺	0.95m~1.3m		

掘立柱建物跡の方位については、南北棟は桁の方位、東西棟は梁の方位を記した。()は推定値。

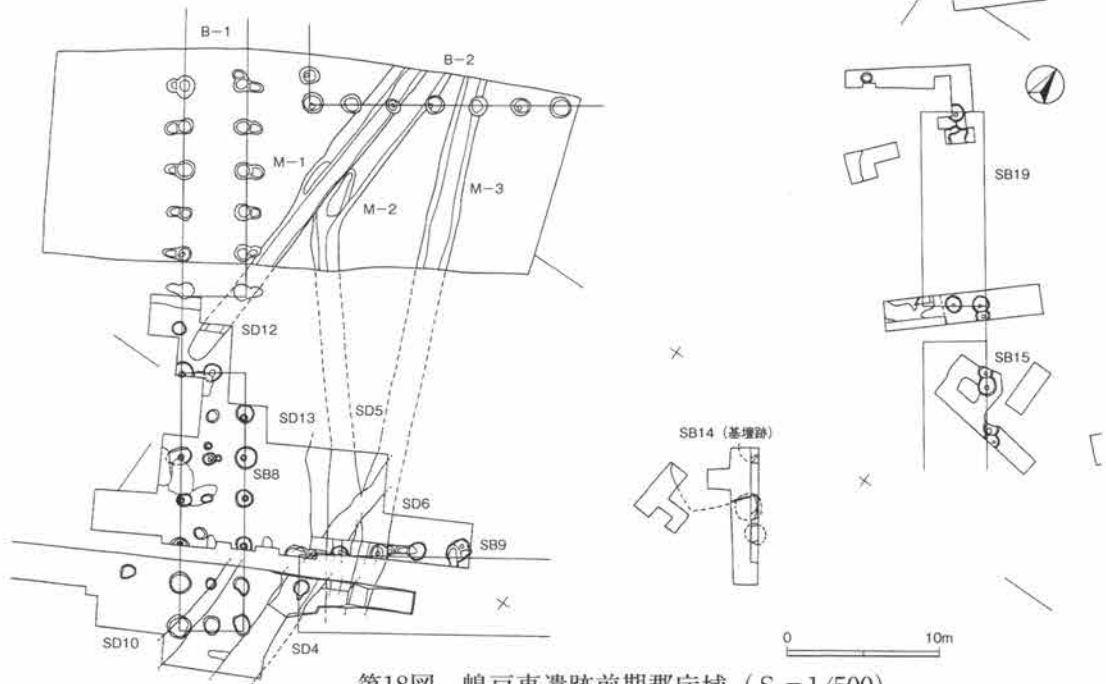
複関係にはないが、SB9を切る溝跡がⅢ群の正倉院の区画溝であることが確認され、Ⅰ群は正倉と考えられる建物群よりも古い時期であることが明確となった。Ⅱ群は3間×8間の長大な掘立柱建物跡SB12(第19図)やSB34・SB35などあり、掘立柱建物跡の柱掘りかたの切り合いからⅡ群はⅢ群よりも古いことが明らかとなっている。Ⅲ群は5間×3間で桁行が12尺等間、3.6mの柱間の大型の掘立柱建物跡SB1(第20図)やSB32の後期正倉建物群など多くの建物跡がこの軸方位をとる。

建物群の変遷はⅠ群が古く、Ⅲ群が新しく、Ⅱ群についてはⅢ群よりも古いことは確認されているが、Ⅰ群との新旧関係は未だ不明である。なお、それぞれの群はさらに群ごとの建物跡の重複により時間的には細分でき、Ⅰ群及びⅡ群は各2時期の変遷、Ⅲ群についてはSB1が3時期の変遷、SB27にはほぼ同軸(真北及び東に2度・2.5度振れる建物)のSB23・SB24・SB38が重複しており、4時期の変遷が認められる。軸の振れからみると合計で8時期以上の変遷が考えられ、さらに時期は不明であるが西に8度振れる建物群がこのほかに認められるので、9時期以上の変遷になる可能性が高い。

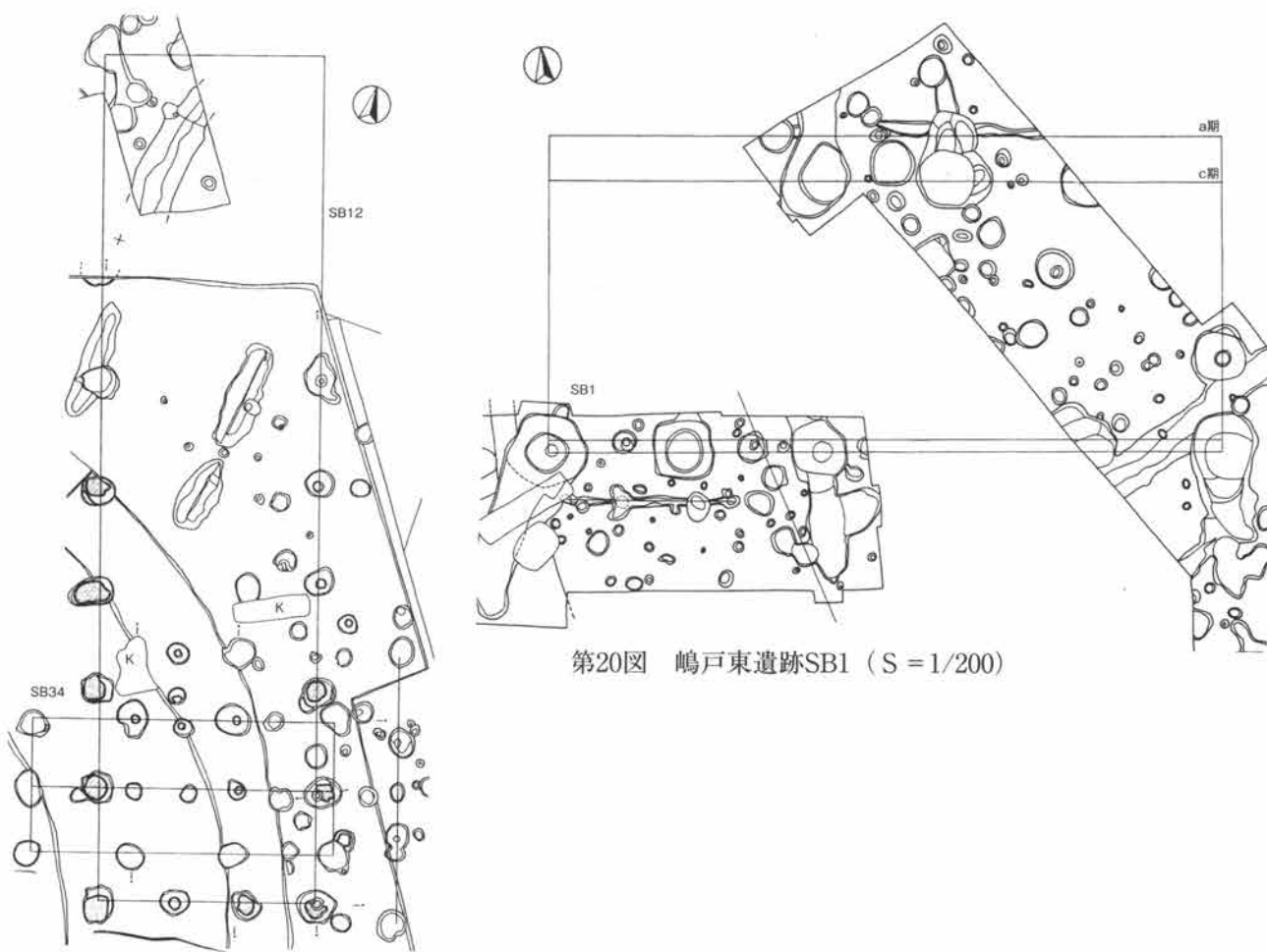
これらの時期は、柱掘りかた内からほとんど遺物が検出できないので、具体的には不明であるが、堅穴住居跡との関係で郡衙が営まれはじめた時期については7世紀後半と考えられる。

また、郡衙の終末の時期は溝跡等から10世紀代の遺物群が検出されるので、それ以前には収束に向かうものと考えられる。

各群の時期は以上のように不明確であるが、Ⅲ群の正倉が基壇建物となる時期は、各地の郡衙遺跡の正倉が掘立柱建物から基壇を有する礎石建物に変化する時期は8世紀後半が多いとされているので、8世紀



第18図 鳴戸東遺跡前期郡庁域 (S = 1/500)



第19図 鳴戸東遺跡SB12・SB34 (S = 1/200)

第20図 鳴戸東遺跡SB1 (S = 1/200)

後半に比定できるであろう。

遺跡の中央部に所在する前期郡庁の建物の軸は、左右対称を意識した整然とした方形を呈する可能性が濃厚である。西列の南北棟の軸はN-33.5°-Wで、東列の南北棟建物はN-34.5°-Wの軸と考えられ、1°の軸の差がみられるが、東西棟の建物の梁は同軸で、ほぼ方形の郡庁であると考えられる。

前期郡庁の東西の規模は54m弱で、南北は現在確認できた範囲では39m程度であり、横に長い形状を呈する(第21図A)。全国的にもこれほど横長の郡庁はめずらしく、南北の規模については北側部分に調査の手が及んでおらず、未だ判明していない点が多く、再考の余地が残されるであろう。

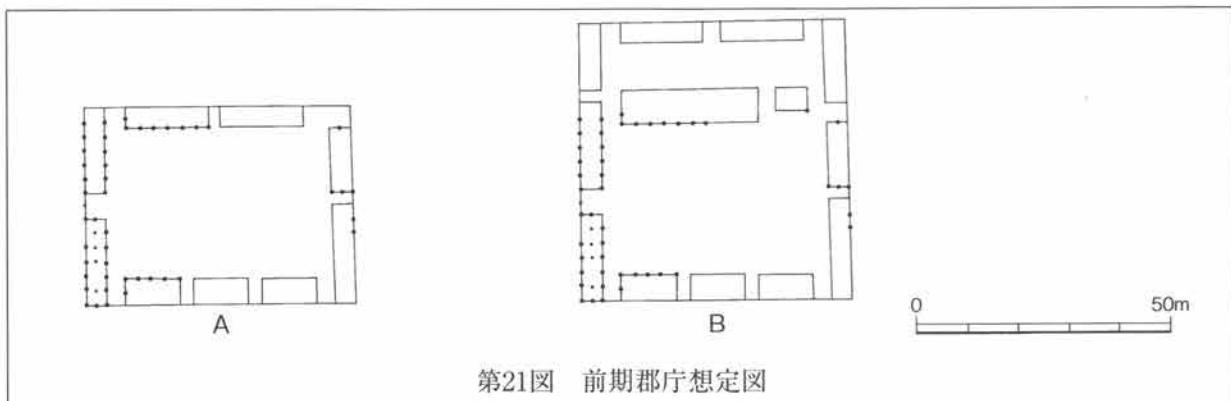
郡庁の北限についてはB-2(第18図)の掘立柱建物跡をどのように解釈するかによって異なる。B-2は東西が6間以上の規模を有し、桁行の柱間は9.5尺等間で、梁行は7尺の大型の建物である。これを「口」の字状に囲む北側の長舎としてみるか若しくは正殿又は前殿として捉えるかで様相が全く違うこととなる。

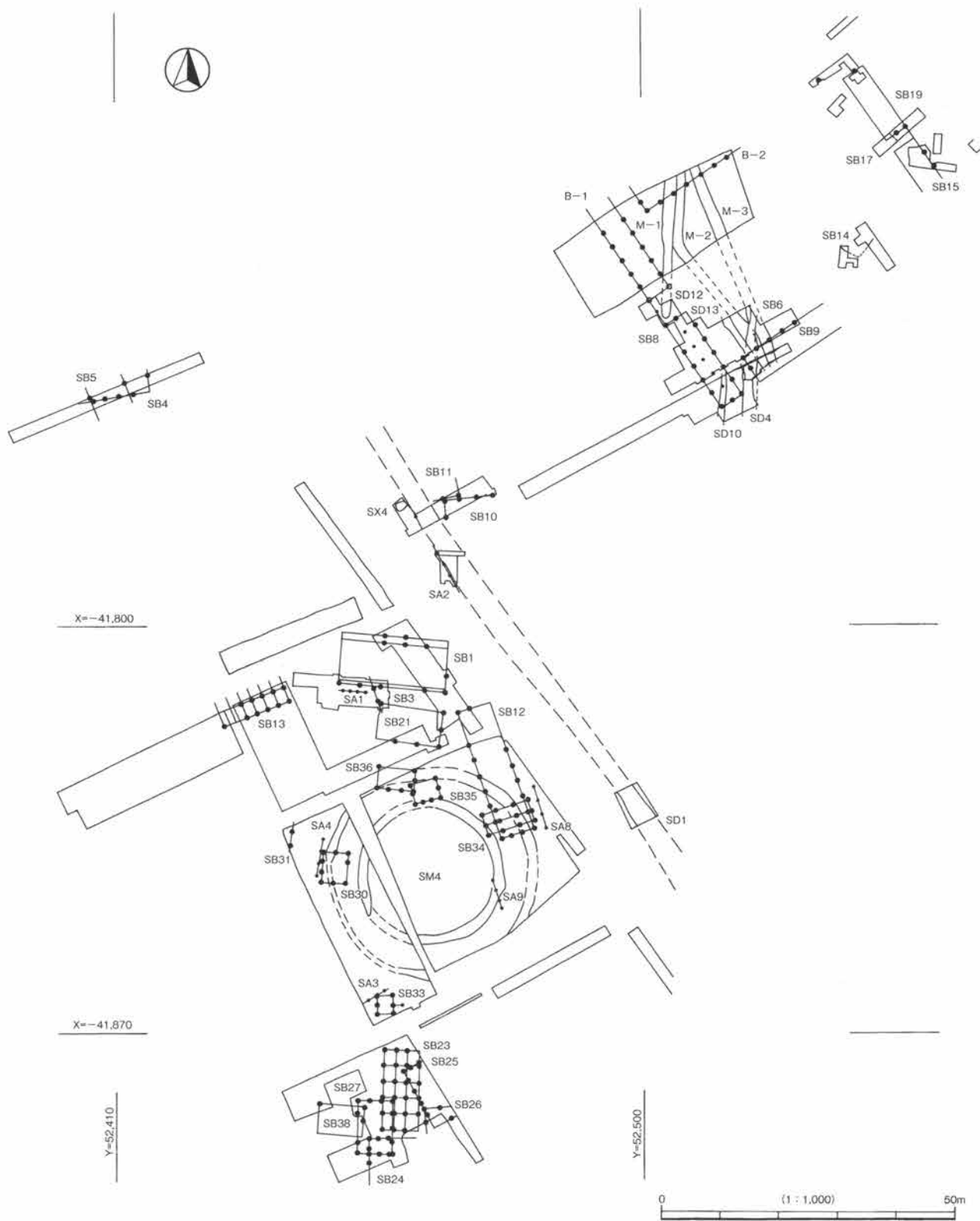
この建物を正殿として位置付けた場合、建物自体が西の長舎に寄りすぎており、全体的にみて片寄った配置となる。このような類例は管見ではみられず、理解に苦しむところであるが、この正殿を東西10間程度の長大な建物とし、さらにこの建物の東側に別な建物を配置した場合、並びとしては類似した例も存在するので、可能性がみられるようになる。この設定が可能であれば、さらに北側まで建物群又は柵列が伸びて正殿を囲み、南北の長さは55m前後(第21図B)になると予想される⁸⁾。

遺跡の南部に所在するSB1とその周辺の建物は館の可能性が濃厚となっている(第22図)。SB1は大型の掘立柱建物跡であり、5間×3間、桁行12尺等間で18.0m、梁行9尺等間で8.1m、柱の太さが40cm前後の中樞殿舎の格を有する建物であり、同一の場所に2度の建て替えがみられるなど、長期間に亘ってこの地区の中心建物であったと考えられる。その周囲からは多くの建物跡が検出され、とくにSB1と同様に真北に近い軸のⅢ群はSB23・SB24・SB26・SB27・SB30・SB33・SB36・SB38の8棟がみられる。この群は遺構の切り合い関係から少なくとも4時期の建物が同様な場所に存在していたことが認められ、本遺跡にとってこの区域は重要な場所であったことがわかる。

ただし、中心殿舎としての格を有するSB1と同軸の建物にはSB30やSB36・SB38があるが、SB30・SB36は3間×2間で柱間は桁行7尺等間、梁行6尺等間の小型の建物跡である。このような雑舎的な建物と大型建物が軸を揃えて配置されている点から考えると館の可能性が浮かび上がる。

後期正倉域は遺跡の北東部にみられ、これまでの調査で検出した溝跡及び平成2年度に(財)山武郡市文化財センターによって発掘調査がなされた島戸境遺跡⁹⁾の成果から、正倉を区画する西辺の南北方向の2条





第22図 鳴戸東遺跡主要域掘立柱建物跡・柵列跡配置図